

令和6年度

学校教育実践の手引

香川県教育委員会

目 次

◇ 本県教育の基本理念	1
◇ 本県教育の重点項目と基本的方向	1
◇ 本年度の重点	
□ 【一人一人の子どもに確かな学力を】～全教職員で～	4
□ 【豊かな人間性】～全教職員で～	5
□ 【未来を支える健やかな体づくり】～全教職員で～	6
■提言 一学びを切り拓く	
子どもたちを一	7
第1章 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進	
1 言語活動の充実と読書活動の推進	10
2 ICTを活用した教育の推進	11
3 幼児期の教育の推進	
就学前教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続	12
4 特別支援教育の推進	
組織的な指導・支援を行うための校(園)内体制の整備	14
教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	15
保護者や地域への理解の促進と関係機関との連携	16
5 各教科等の指導の充実	
小：国語 中：国語	18
小：社会 中：社会	20
小：算数 中：数学	22
小：理科 中：理科	24
小：音楽 中：音楽	26
小：図画工作 中：美術	28
小：生活	30
中：技術・家庭 技術分野	31
小：家庭 中：技術・家庭 家庭分野	32
小：体育 中：保健体育	34
小：外国語活動・外国語 中：外国語	36
小中：特別の教科道徳	38
小中：総合的な学習の時間	39
小中：特別活動	40

第2章 豊かな心、多様性を尊重する心の育成 共感的理解に基づく生徒指導の充実	
1 道徳教育の充実	41
「特別の教科 道徳」の評価について	42
2 自己指導能力の獲得を支える生徒指導	44
3 体験活動等の推進	45
4 文化芸術活動の充実	46
5 環境教育の推進	46
6 人権・同和教育の推進	47
7 いじめや暴力の未然防止	50
8 不登校児童生徒への支援	51
9 インターネットの適正利用と ネット・ゲーム依存予防対策の推進	52
第3章 未来を支える健やかな体づくりの推進	
1 体力づくりの推進	54
2 健康教育の推進	55
3 食育の推進	56
第4章 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成	
1 ふるさと教育の推進	58
2 キャリア教育の推進	59
3 国際理解教育の推進	60
第5章 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり	
1 学校の安全・安心の強化	62
2 教員の資質能力の向上	64
3 地域とともにある学校づくりの推進	66
◇ 指導資料一覧	68

◇ 本県教育の基本理念

郷土を愛し 夢と志を持って 自ら学び 歩み続ける人づくり

～自立・協働・創造を支える香川の教育～

◇ 本県教育の重点項目と基本的方向

学力の育成

確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

個に応じたきめ細かな指導と、個を活かした協働的な学びを一体的に進めるとともに、少人数学級や専科指導の拡充による指導体制を生かし、基礎的・基本的な知識・技能と、思考力、判断力、表現力等を総合的に育みます。

特に、すべての教科等の基盤となる読解力の育成を重視します。また、ICTを活用する力や外国語でコミュニケーションを図る力などの現代社会に求められている力を育成します。

このような力を確実に育てるために、幼児期から小・中学校、高校への円滑な接続や特別支援学校との連携を図り、一人ひとりの特性に応じた教育を推進します。

心の育成

豊かな心、多様性を尊重する心の育成

豊かな心を育むため、「特別の教科 道徳」の時間の授業改善を核に、学校の教育活動全体を通じて、人間としてよりよく生きるための基盤となる社会性や道徳性を養うとともに、優れた文化や芸術にふれることで、感性を磨き、豊かな情操を培います。また、体験活動や奉仕活動など他者と交流する機会の充実を通して、自己肯定感・自己有用感を育成します。

教育活動全体を通じて、同和問題をはじめ障害者や外国人、LGBT等の人権課題の学習に取り組むことにより、多様性を尊重する人権教育を推進します。

共感的理解に基づく生徒指導の充実

暴力、いじめなど問題行動の未然防止や早期対応等のための体制づくりに努め、共感的に受け止め、チームの力で、毅然と粘り強い生徒指導を徹底するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援ネットワークの構築を進めます。また、家庭におけるルールづくりの促進など、インターネットの適正利用の推進に取り組みます。

体の育成

未来を支える健やかな体づくりの推進

体づくりの取組みの軸として、さぬきっ子チャレンジカードを積極的に活用し、健康でたくましく生きるための基礎となる体力を育み、積極的に運動に親しむ態度や能力を育成します。

また、アレルギー疾患や新型コロナウイルス感染症、インターネットの過度な利用や性に関する問題など、これらの健康課題に関心を持ち、望ましい生活習慣の確立が図られるよう、学校教育全体を通じて、成長していく自分の心や体に向き合い、自己の健康管理ができる能力を育成します。

食育では、食に関する正しい理解と望ましい食習慣が身に付くよう、栄養教諭らと教職員が連携し、学校教育全体を通じて指導を行うとともに、栄養士会など外部の食の専門家を活用して指導内容の充実を図ります。

郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

郷土を支える教育の推進

小・中学校、高校での発達段階に応じ、郷土を学びの対象とした学習の充実を図り、郷土に対する理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを育み、郷土の発展に主体的に参加する意欲や態度を養います。

社会をよくするために自分がすべきことを主体的に考え、政治や選挙に対する理解や参加意識を高めるなど主権者教育の一層の充実をはじめ、消費者教育や金融教育、租税教育など社会に参画する力の育成を図ります。

体系的なキャリア教育を推進し、子どもたちが自らの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択する力や意欲的な態度を育成します。また、地域に根差した職業教育や就職支援の充実、職場定着へのサポートに努めます。

地域を担うグローバル人材の育成

地域を深く学ぶことを基礎として、語学力やコミュニケーション能力、情報活用能力の養成とともに国際理解の一層の向上を図り、グローバルな感覚と素養を持った地域人材の育成を図っていきます。

学校における総合的な学習（探究）の時間などの教科等横断的な学習や、県主催の課題解決型ワークショップの充実を図るとともに、地元自治体や大学、企業等と連携・協力し、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえながら、地域課題解決能力を育成します。

安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

安全で安心できる学校づくり

子どもたちの事故や犯罪に対する安全意識や防災意識を向上させるために、学校安全計画等に基づき、学校教育全体で安全対策に取り組みます。また、感染症や災害の発生による臨時休業等により、児童生徒が登校できない場合にも学びを保障するため、児童生徒の学習習慣の確立などに取り組むとともに、オンライン学習等を可能とするためのICT環境の整備や活用を積極的に推進します。

さらに学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や防災機能強化、新たな感染症等を予防するための衛生環境の推進を図り、教育環境の安全・安心の確保と向上に努めます。

また、就学支援の着実な実施や、多様なニーズに対応した教育機会の提供に努めます。

教職員の資質・能力の向上

優れた人材の確保や熟練教員の指導技術の継承を図り、自らの指導力を高め、さまざまな課題に適切に対応でき、信頼される質の高い教員を養成します。

また、学校における働き方改革をより一層推進するとともに、指導体制の充実などを図り、質の高い教育環境を整備します。

信頼され魅力ある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、住民や保護者等の学校運営への参画を促し、地域と連携・協働する学校づくりを進めます。

また、高校においては、地域や企業等と連携した学校行事や地域課題探究学習、リーディングスクールにおける教育プログラムの研究開発などを行うとともに、県内外への情報発信の充実を図り、それぞれの学校の特色化・魅力化を推進します。

家庭や地域での学びの環境づくり

家庭・地域の教育力の向上

保護者が子育てを通して自らも成長できるよう、保護者に対する就学前からの家庭教育の啓発や、関係機関と連携して保護者が気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、子どもは地域の中で生まれ健やかに成長していくことから、学校、家庭、地域が連携・協働して、子どもの体験活動や交流活動の充実に向けた取組みを行うなど、それぞれの地域の実情に応じた「学校を核とした地域づくり」を促進します。

いつでも学べる環境づくり

子どもの読書への関心を高め読書習慣を形成するために、家庭、地域、学校等が連携し、保護者への啓発活動など発達段階に応じた効果的な取組みを進めるとともに、障害等の有無にかかわらず、だれもが読書活動を楽しめるような環境の整備を進めます。

また、県民一人ひとりが、自らの意思で、いつでも自由に学習することができるよう、学習機会の拡充を図るとともに、積極的な情報提供や環境整備を進めます。

スポーツの振興

多様なスポーツ環境づくり

身近な場所でライフステージに応じた多様なスポーツ活動を実践できるよう、総合型地域スポーツクラブの育成支援や指導者の養成、スポーツに親しむ機会の提供、スポーツ施設の充実など、生涯スポーツの環境整備に取り組みます。

スポーツ競技力の向上

国民体育大会などの全国大会やオリンピックなどの国際大会で活躍できるトップアスリートの育成・強化を図るとともに、各競技団体等と連携し、発掘したタレントを日本代表へとつなぐ一貫指導体制を充実させ、競技力の向上をめざします。

本年度の重点

一人一人の子どもに確かな学力を ～全教職員で～

「授業づくりの三訓」を授業改善の視点とし、全教職員で一人一人の子どもに確かな学力の育成と個に応じた教育を推進しましょう。※詳細については、「これからの『さめきの教員』に求められる授業づくりの三訓と2つの柱（リーフレット）<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/28696/leaf.pdf>」を参照。



「個を活かす協働的な学び」の実現へ

「個を活かす協働的な学び」とは、子どもたちが課題解決に取り組む中で、個々の考えやよい点を尊重しながら交流し、自らの知識や技能を組み合わせたり、新たな価値を創造したりしながら解決を図る学びのことです。

指導のポイント

- 知的好奇心を喚起し、主体的に考える姿勢を育むことができるよう、子どもにとって学びがいのある課題を設定する。
- 子どもの自由な発想や多様な考えを受け入れるなど、どの子どもも参加しやすい学び合いになるよう工夫する。



「個に応じたきめ細かな指導」の充実へ


「個に応じた指導」とは、子どもの学習内容の習熟の度合いだけでなく、一人一人の発達の段階や特性、問題意識、学ぶ目的等に応じた指導のことであり、「個別最適な学び」を指導者の視点で整理したものです。

指導のポイント

- 授業中やその前後に子どもの実態を把握するなど、子ども一人一人の学習の状況を見取る。
- 目の前の子どもの理解の状況に合わせて対応を工夫し、学習内容が身に付くような手立てを用意する。



授業づくりの三訓

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
基本が定着してから活用させるだけでなく、活用から入る授業展開も考えられます。その際、どのようなしかけが必要ですか。しかけた後、子どもの反応を見ながら、待つ姿勢を大切にしましょう。	子どもが語り始めるために、どのような発問で、子どもの考えを引き出しますか。子どもの言葉を拾い、次の語りに向けて、教員がつなぎましょう。 	目に見える、見えないにかかわらず、子どもが努力したことを捉えて、どのような言葉を返しますか。授業を通して子どもの自己有用感を高め、次の学習への意欲付けにつなげましょう。

豊かな人間性 ～全教職員で～

児童生徒へのかかわりの基本姿勢として、「さぬきの教員 かかわりの三訓」を自分自身の意識に浸透させるとともに、児童生徒の自己有用感の育成を目指したかかわりを、全教職員で推進していきましょう。

「さぬきの教員 かかわりの三訓」による共通実践

一 共感的に受け止め

- 児童生徒の話を、寄り添う姿勢で最後まで聴く。

CHECK! 表情や様子を見取りながら、ありのままの声を聴いていますか？

二 チームの力で

- 一人の児童生徒により多くの教職員がかかわる。

CHECK! 教職員全員で「共通のかかわり方」を確認し、共通実践できていますか？

三 毅然と粘り強く

- 学校の教育目標に照らして、一貫した指導をする。

CHECK! 目指す子ども像を意識し、見通しをもって、粘り強くかかわることができていますか？



CHECK! の詳細については、①～③の資料を参照（県教委HPに掲載）

- ① 「子どもは待っています 先生のあたたかい手を」
- ② 「ありのままの自分でいられる学級をどの子にも」
- ③ 「自己有用感を高める3つの視点」



児童生徒同士の「絆」づくりのために

- **見通しと振り返りの場を保障する。**

期待する子どもの姿

例) 「これまで、みんなで築いてきた学級や学校の雰囲気をもっとよくしていこう。」
「あの時、私は〇〇さんに励まされ、支えられたからこそ、今の自分がある。」

- **成長を信じて、任せる。**

期待する子どもの姿

例) 「初めて自分たちの力だけで、最後までやり遂げることができた。」
「意見が分かれても、納得するまでみんなと話し合えた。」

- **過程を認める。**

期待する子どもの姿

例) 「〇〇さんの意見は、私たちの気持ちが変わるきっかけになった。」
「自分の考えを話し合いに生かすことができてうれしかった。」



「未来を支える健やかな体づくり」～全教職員で～

健康でたくましく生きるための基礎となる体力をはぐくむとともに、生涯にわたって健やかな心身の健康を保持増進していくために、望ましい生活習慣の定着や食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、「体力づくり」「健康教育」「食育」の取組みを、全教職員で推進していきましょう。

体力づくりの推進に向けて

体力の向上に向け、教育活動全体や実生活を通して、体育活動が計画的・継続的に実践される指導計画を工夫し、発達の段階を踏まえて基礎的な体力の向上を図りましょう。

指導のポイント

- **体育科、保健体育科の授業充実**
 - ・各種の運動を適切に行うことにより、その結果として体力の向上を図ることができるようにする。
- **家庭や地域との連携**
 - ・家庭や地域と連携して、スポーツ活動に主体的に取り組むことができるようにする。

健康教育の推進に向けて

心身の健康を保持増進していくために、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、生涯にわたって自らの健康を管理し、改善していく力が身に付くようにしましょう。

指導のポイント

- **学校保健に関する校内体制の充実**
 - ・全ての教職員で学校保健を推進できるよう組織体制を整備し、連携して取り組む。
- **生涯にわたり健康な生活の実践力を育てる保健教育の充実**
 - ・教育活動全体を通して保健教育を充実し、生涯にわたり健康な生活の実践力を育成する。

食育の推進に向けて

発達の段階に応じて、食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の充実を図りながら、学校における食育を一層推進しましょう。

指導のポイント

- **学校教育活動全体を通じて行う食に関する指導の充実**
 - ・食育推進体制を整備し、組織的な取組みにより、食に関わる資質・能力の育成に努める。
- **安全性の確保と教材としての学校給食の充実**
 - ・衛生面に配慮し、バランスのとれた食事の摂取を通して、自己管理能力の育成に努める。

学びを切り拓く子どもたちを

「新しい時代を切り拓く」「豊かな人生を切り拓く」一。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代を生きていく子どもたちの姿として、よく使われる言葉です。なぜここでは、「開」ではなく「拓」という漢字が当てられているのでしょうか。

「開」は、「門（かんぬき）」を手（卩）であける様子を表しています。一方で「拓」は石を手で取り除くこと、つまり、すでにある道を進んでいくのではなく、未開の土地に自分の力で道を作っていくという意味があるのです。

授業では、教師が課題解決に向けての最善・最短の道筋を考えて授業を進めようとしがちになります。しかし、教師の描いた道筋には乗れなくても、時には遠回りをしたり、一旦後戻りしたりしながらも、自分の学びを確実に歩んでいる子どもがいます。

試行錯誤し、自己調整しながら自分の道を切り拓いていく。そのような「個別最適な学び」の先に、進むべき確かな道を自分で創り出していく子どもの姿があります。

1 「個別最適な学び」とは

文部科学省の資料では、「個別最適な学び」について次のようにまとめています。

「個別最適な学び」「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念

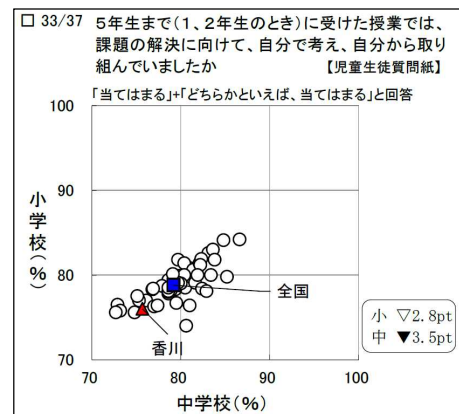
- **「指導の個別化」**：一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法で学習を進めることであり、その中で児童生徒自身が自らの特徴やどのように学習を進めることが効果的であるかを学んでいくことなども含む。
- **「学習の個性化」**：個々の児童生徒の興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げることを意味し、その中で児童生徒自身が自らどのような方向性で学習を進めて行ったらよいかを考えていくことなども含む。

（「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料（令和3年3月版）」、文部科学省）

2 本県の現状

右の資料が示しているのは、令和5年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」との質問に肯定的に回答した児童生徒の割合です。

小学校、中学校ともに、全国平均を下回る結果となっており、このことについて、同調査の「報告書」では、次のように分析しています。



教師主導で「教える」場面の多い学びにとどまっはいないでしょうか。学習指導要領で示されている資質・能力を育成するためには、効率的に「教える」だけでなく、児童生徒自身が課題解決のために試行錯誤する場を設定することも必要です。「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む」と肯定的に回答しているほど、正答率が高い傾向があります。

（「令和5年度全国学力・学習状況調査報告書」、香川県教育センター）

3 「個別最適な学び」に向けた授業づくりのポイント

一斉指導では、授業の早い段階から自力で課題解決して時間を持て余す子どももいれば、一方で全体の学習の進捗について来られない子どももいます。しかし、全体の流れには乗れない子どもも、自分のペースで、自分に合った学習環境であれば、自分の力を発揮できる可能性が広がります。「個別最適な学び」は、その子のスタイルに応じた学習を保障する学びであるとも言えるでしょう。

その「個別最適な学び」においては、次の3つが重要となります。

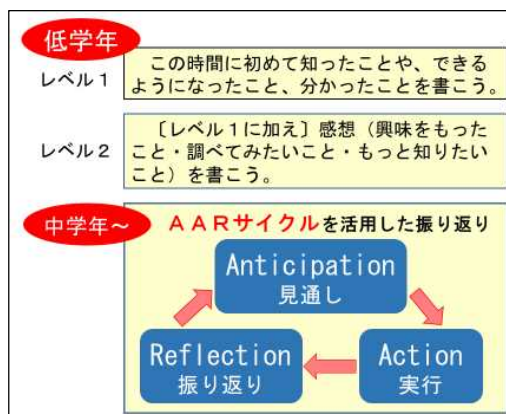
- | | | |
|------------|-------|-------|
| ①自己選択・自己決定 | ②振り返り | ③自己調整 |
|------------|-------|-------|

①自己選択・自己決定

教師の描いた道筋に乗るのではなく、自分で課題を選ぶ（決める）、課題解決に向けて学習の順序を考える、学習の方法を自分で選ぶなど、「自己選択・自己決定」の場面を、どれだけ授業で保障できるかが、「個別最適な学び」を推進していく上で重要になります。

②振り返り

自分で考えた学習は、試行錯誤しながら、時には行き詰まったり、失敗したりすることもあります。しかし、自分で決めた学習だからこそ、「なぜうまくいったのか/いかなかったのか」を振り返ろうとする意識が高まります。その振り返りの方法として、令和5年度の複数の学力向上モデル校が「AARサイクル」（右資料参照）に取り組んでいました。



③自己調整

「自己調整」は、「個別最適な学び」のキーワードの1つです。次の学習ではどうすればよいか、自分はどのような学習であればより効果的に進めることができるのか、学習を自己調整していく中で、自分で学習を進めていく力が育ちます。

4 「個別最適な学び」の具体例（各教科等のページから）

本書18ページから40ページには、「自己選択・自己決定」を視点に、これまでの実践から見いだした各教科等における『「個別最適な学び」を実現させるためのヒント』を掲載しています。次のようなことを参考に、「自分だったら、どんな授業をしたいか」考えながら読んでみてください。

<p>◆「自己選択・自己決定」を生かした授業づくりに向けて</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもたちが、選択する目的や必要性をもつことができるようにしましょう。 何を解決しようとしているのか、目的や必要性が明確であれば、子どもたちは、それにふさわしい学習方法等を選択しようとします。・多様な選択の場を設定しましょう。 子どもの興味に応じた学習内容、多様な学習方法など、個に応じた選択の場を設定することで、子どもたちは自分に合った学習を見いだすことができます。・それぞれの子どもたちの選択に応じた支援をしましょう。 子どもたちは、異なった学習内容や学習方法で進んでいくため、これまで以上に、教師は子どもの意識の流れを想定し、支援を考えておく必要があります。

第1章

確かな学力の育成と 個に応じた教育の推進

1 言語活動の充実と読書活動の推進

学習の基盤となる言語に関する資質・能力の育成を重視し、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせるため、国語科はもとより、各教科等の教育活動の中で、言語に対する関心や理解を深め、言葉で表現する言語活動の充実に努める。また、その言語活動の基盤となる言語能力を育成するために学校図書館の機能を充実させ、読書活動を推進する。

全教育活動における言語活動の充実

- ◇学習活動の基盤となる言語に関する資質・能力の育成を重視し、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせるために言語活動の充実を図る。
 - 《思考の場面での言語活動例》
 - ・様々な資料から必要な情報を読み取り、目的に応じて整理・分析し、自分の意見を形成する。
 - ・他者との意見交流や対話を通して、自分の考えを見直したり深めたりする。
(ペア・グループでの意見交換、討論、インタビュー等)
 - 《表現の場面での言語活動例》
 - ・自分の考えや意見を他者に説明する。
(プレゼンテーション、ポスターセッション、スピーチ、レポート等)
 - ・相手や目的に応じた様々な文章を書く。
(メモ、記録、記事、手紙、日記、創作、メール、ポスター等)
- ◇言語に関する資質・能力の育成を図る上で必要な言語環境を整える。
 - ・学校生活全体において言語環境の整備を促進する。(デジタルとアナログの併用等)
 - ・教科横断的な視点での言語活動のカリキュラム・マネジメントを行う。
(習得した「言葉の力」を日常生活・社会生活で活用する場を設定する等)

言語能力を育成する読書活動の充実

- ◇学校教育における読書の位置付けを明確にして計画的に取り組む。
 - ・一斉読書など、読書習慣を身に付ける多様な読書活動を実施する。
 - ・推薦図書「香川の子どもたちに贈る 100 冊」を効果的に活用する。
(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyouji/gimukyoku/gakko/gakuryoku/sonota/100satu2.html>)
 - ・「読書だより」の発行、「23 が 60 家庭読書週間」の実施、地域ボランティアを活用した読書活動等、児童生徒の読書意欲を高め、家庭や地域と連携する読書活動を推進する。
- ◇読書センター、学習センター、情報センターの役割を果たす学校図書館の活用をGIGAスクール構想の中に位置付けて、計画的に進める。
 - ・学校図書館活用に係る年間指導計画を作成する。
 - ・各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動を展開する。
 - ・特別活動において、学校図書館の利用についての指導をする。
 - ・校内での協力体制やボランティアの活用等、人的環境を整備する。



■関連資料

- 「言語活動の充実に関する指導事例集」【小学校版】平成 23 年 10 月【中学校版】平成 24 年 6 月 文部科学省
- 「小学校・中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説総則編」第 3 章第 2 節(2) 文部科学省
- 図書館実践事例集 ～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～ 令和 2 年 3 月 文部科学省

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html)

○言語活動を学校全体として取り組んでいる学校の割合 (%)

		小学校 (全国)	中学校 (全国)
令和 5 年度	よくしている	31.8 (40.5)	26.9 (33.3)
	どちらかといえばしている	60.1 (55.1)	67.2 (60.1)

「全国学力・学習状況調査 学校質問紙」から

○「学校図書館図書標準」達成学校数の割合の推移 (%)

	小学校 (全国)	中学校 (全国)
平成 28 年度	87.2 (66.4)	73.5 (55.3)
令和 2 年度	85.3 (71.2)	65.7 (61.1)

「学校図書館の現状に関する調査」から (※それぞれ前年度の実績値)

○教育基本計画指標(令和 5 年度県学習状況調査質問紙調査)

指 標	現 状	令和 7 年度の目標
「読書は好きですか」との質問に、「好き」または「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合	小学校 5 年生 74.9% 中学校 2 年生 65.9%	小学校 5 年生 82% 中学校 2 年生 75%

■主な事業

○新任司書教諭研修会 令和 6 年 5 月 30 日 県教育センター

2 ICTを活用した教育の推進

複雑で予測困難な未来を見据え、これからの教育では学習指導要領に基づいて児童生徒の資質・能力を着実に育成することが重要であり、そのためには学校における新たな基盤的ツールであるICTを最大限活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することが求められる。



ICTを活用した
児童生徒の
資質・能力の育成

校務の改善と
教職員のICT
活用力の向上

◇個別最適な学びの充実

学習者用デジタル教科書や学習アプリ等を効果的に取り入れ、教員が児童生徒個々の状況をデータで把握したり、児童生徒自身が各自の特性等に合った方法やペースで多様に学んだりし、ICTを「文具」として主体的・日常的に活用できるよう努める。また、家庭学習との連携についても研究を進める。

◇協働的な学びの充実

ICTの特性を生かし、児童生徒が表現物等の作成・編集を共同して行ったり、複数の意見を簡便に共有して新たな気付きを生み出したりできるよう努める。また、遠隔地の専門家とつないだ授業、他の学校・地域や海外との交流等、今まで以上に多様な人たちと協働するような学習についても充実を図る。

◇情報活用能力の育成

「情報活用能力」は、学習の基盤となる資質・能力の1つである。その育成にあたっては、ICTを活用した情報の収集や整理といった活動に加え、コンピュータでの文字入力など基本的操作の習得や、プログラミング教育、情報モラル教育等についても計画的に充実させるよう努める。

◇校務におけるICTの活用

クラウドツール等を校務でも活用し、会議資料のペーパーレス化、保護者等との連絡手段のデジタル化等、その負担軽減や見直しを図るとともに、教職員の活用と児童生徒の活用に相乗効果が生まれるよう努める。

■ 関連資料

- 「香川県学校教育情報化推進計画」指標（令和5年度全国学力・学習状況調査_学校質問紙）

指標	現状	令和7年度の目標
1人1台端末等のICT機器を授業でほぼ毎日活用している学校の割合	小学校 58.1%	86.0%
	中学校 35.8%	78.6%

- 「香川県学校教育情報化推進計画」全文 令和5年12月 県教育委員会

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/gimukyoi/ict/202312_keikaku.html



3 幼児期の教育の推進 ～就学前教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続～

乳幼児期における教育・保育については、家庭・地域社会・就学前教育施設の三者がそれぞれの教育・保育機能を発揮し、総合的に推進していく必要がある。香川県就学前教育振興指針に基づき、各就学前教育施設が創意工夫しながら実態に応じて取り組むことを通して、教育・保育活動の充実を図るとともに、地域における子育て支援のセンター的役割を果たすよう努める。また、適切に構成された環境に子どもが主体的に関わり、自己を十分に発揮して展開する生活を通して子ども一人一人の望ましい発達が促されるよう、組織的かつ計画的に教育・保育活動の質の向上を図っていく。

自発的な活動としての
遊びの充実
～確かな子ども理解に基づいた環境構成の工夫～

◇子どもが主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わえるようにする。子どもの主体性と保育者の意図をバランスよく絡み合わせ、一人一人の発達を促す計画的かつ柔軟な環境の構成に努める。

- ・夢中で遊びこむことができる状況づくり（時間的環境の保障、物的・空間的環境の見直し、人的環境としての自覚等）

★子どもが主体性を発揮して活動を展開し、ねらいが達成されるような活動の精選
★適切な教材や遊びの提供及び用具や材料の配置
★子どもの活動の展開に伴う環境の再構成 等

- ・興味や関心に基づく直接体験、一人一人の発達の特性に応じた指導の重視

◇確かな子ども理解に基づいた評価や、子どもの思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開に努め、保育の質の向上を図る。

- ・一人一人の遊びにおける育ちや学びを適切に見取る（保育者の専門性の向上、保育者間の連携等）

- ・子ども理解を基盤としたPDCAサイクルによる保育の省察及び充実

乳児期からの発達や
遊びの連続性を踏まえた
教育・保育内容の充実
～小学校教育との円滑な
接続・就学前教育施設間
の連携～

◇就学前教育において一体的に育まれた資質・能力（「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）が小学校以降の生活や学習の基盤となることに配慮し、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育内容の充実のための相互連携に努める。

- ・小学校の教職員との合同研究や研修の工夫（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して行う意見交換等）

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた、小学校教育との円滑な接続や教育課程（及び指導計画）の編成、実践、検証、充実

- ・幼児と児童の交流活動の充実（互惠性のある連携）

■関連資料（令和4年3月 文部科学省）

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」
https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_3.pdf



「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」
https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_4.pdf



◇同じ地域の子どもを教育・保育する場として、施設類型等を問わず全ての就学前教育施設が互いに理解を深めながら連携に努める。

子育ての支援の充実

◇保護者と子どもが共に育ち合えるような子育ての支援の充実に努める。

- ・保育参観・保育参加等、保護者の就学前教育に関する理解が深まるような取り組みの工夫と推進

- ・施設の開放、保護者同士が気軽に交流できる機会の提供

- ・地域との連携、子育てにおける相談機関としての機能の充実

- ・地域の実態や保護者の要請による預かり保育のための体制整備

- ・未就園児への施設開放と子育て情報の提供

- ・一人一人の教育的ニーズに応じた支援（関係機関との連携及び協力・協働）

- ・虐待の疑い等、家庭への支援が必要と判断されたケース等における関係機関との緊密な連携及び速やかな対応

香川県就学前教育振興指針の基本的な考え方

(1) めざす子どもの姿

心いっぱい、体いっぱい 遊びこむ子ども

本県では、集団生活の中で、心をいっぱい揺らし、体をいっぱい動かして、遊びこむことのできる子どもを育てていくことをめざします。

(2) 保育者の役割

一人一人の子どもの確かな理解に基づいた適切な環境を整え、子どもの学びを支える保育者

保育者は一人一人の子どもに温かく接する中で、確かな理解をし、子どもが遊びから何を学ぶか予想し、子どもが思わず関わりたくなるような適切な環境を整え、子どもの学びを支えます。

(3) 重点方針

かかわる つながる ささえる

子どもたちが、身の回りの様々な人々や、「もの」や「こと」、そして自分自身と **かかわる**
幼稚園・保育所・認定こども園等が、家庭や地域、小学校、関係機関等と **つながる**
設置者や県・県教育委員会が、各就学前教育施設や保育者等を **ささえる**



4 特別支援教育の推進

組織的な指導・支援を行うための校(園)内体制の整備

校(園)長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として、組織的な特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組を促進する。

校(園)内委員会の開催と充実した運営

- ◇校(園)内委員会を計画的に開催し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行い、進級・進学を視野に入れた適切な指導・支援の充実を図る。
 - ・特別な支援が必要な幼児児童生徒の実態と教育的ニーズの把握
 - ・保護者や関係機関と連携した個別の教育支援計画^{*1)}の作成と活用
 - ・校(園)内関係者と連携した個別の指導計画^{*2)}の作成と活用

組織的な支援体制の構築と指導・支援の充実

- ◇教師間や専門家との連携を図り、指導・支援内容の共通理解の下、組織的な支援体制を構築する。
 - ・個別の指導計画の共通理解に基づく教師間の連携
 - ・特別支援教育支援員等の活用を含めた、チームによる個への支援
 - ・通級指導教室の活用、特別支援学級の弾力的運用等による個への指導の充実
 - ・通常の学級に在籍する発達障害のある幼児児童生徒を対象にした巡回相談の活用

校(園)内研修の充実による教職員の専門性の向上

- ◇教職員の特別支援教育に関する理解の促進や実践力の向上を図るために、校(園)内研修を充実させる。
 - ・校(園)内研修における特別支援教育に関する研修の計画的な位置付け
 - ・「特別支援マスター指標」に対応した実践的研修の実施
 - ・巡回相談や連携訪問、特別支援学校のセンター的機能の活用
 - ・センター的機能に係るオンライン教育相談・研修の実施、拡充

<*1 個別の教育支援計画>

障害のある児童生徒等一人ひとりに必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目標に、学校が作成する計画。作成に当たっては、当該児童生徒等または保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図ることとされている。学校(園)で提供される合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記することが望まれる。

<*2 個別の指導計画>

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、具体的に、個別の指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ計画。

○教育基本計画指標(県特別支援教育調査)

指 標	現 状	令和7年度の目標
通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒などのうち、特別な支援を必要とする児童生徒※の中で、「個別の指導計画」が作成されている割合 ※通級による指導対象者を除く	小学校 47.1% 中学校 9.5% (令和4年度)	小学校 60% 中学校 50%

教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに対し、自立と社会参加を目指して、適切な指導や必要な支援が計画的・組織的に行われるようにする。

的確な実態把握に基づく適切な就学に向けた相談・支援

- ◇幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握し、適切な就学に関する相談・支援を行う。
 - ・将来のよりよい社会的自立に向けて、見通しをもった早期からの対応
 - ・幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮^{*3)}の決定及び提供
 - ・保護者、異校種、関係機関との連携・協力による就学に関わる相談の充実
 - ・異校種間の接続期における支援内容の確実な引継ぎ
(個別の教育支援計画等の活用、授業参観、情報交換会等)

一人一人の困難さに寄り添った指導・支援の工夫

- ◇一人一人の困難さを把握し、教育的ニーズに応じた支援方法を工夫する。
 - ・通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた「分かる」「できる」授業の構築
(「特別支援教育の視点を取り入れた授業自己チェックリスト」等)
 - ・互いのよさや違いを認め合い、自尊感情を高める学級集団の形成
 - ・個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した指導・支援の充実
(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)
 - ・児童生徒の教育的ニーズに応じた教育課程の編成
(通級による指導、特別支援学級)
 - ・自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の指導
(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)

共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む交流及び共同学習^{*4)}の充実

- ◇相互の触れ合いを通じて、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合うことの大切さを学ぶ交流及び共同学習の機会の設定と充実を図る。
 - ・学校全体で計画的かつ組織的に取り組む交流及び共同学習の実施
 - ・通常の学級と特別支援学級との日常的な交流及び共同学習の実施
 - ・特別支援学校在籍幼児児童生徒の居住地校などとの交流及び共同学習の充実
 - ・地域の障害のある人との交流の推進

<*3 合理的配慮(学校教育)>

障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。ただし、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課すものを除く。

<*4 交流及び共同学習>

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒と一緒に参加する教育活動。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。相互の必要な体制を整えた上で行う。

■関連資料

- 特別支援教育の視点を取り入れた授業自己チェックリスト
- 自立活動 指導目標・指導内容設定シート
- ICT教材等データベース
- 特別支援マスター指標

以上、香川県教育委員会特別支援教育課ホームページ

【<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsushien/syokai/organization/kfvn.html>】

- 「合理的配慮」実践事例データベース

国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム構築支援データベース【<http://inclusive.nise.go.jp/>】



保護者や地域への理解の促進と関係機関との連携

保護者や地域に特別支援教育に関する正しい理解を広めるとともに、障害のある幼児児童生徒に対して幼児期から社会参加に至るまで切れ目ない支援が行えるよう、学校(園)が、保護者や医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携・協力できる体制の整備を促進する。

保護者や地域への理解の促進

◇特別支援教育を推進するために、保護者や地域に特別支援教育に関する正しい理解を広めていく。

- ・ 特別支援教育コーディネーターを核とした各校(園)内支援体制の紹介
- ・ 学校(園)便りやPTA研修会、コミュニティセンター等の活用による理解の促進
- ・ 保護者との日常的な情報交換による信頼関係づくりと気づきの促進

保護者及び各関係機関との連携の促進

◇校(園)長のリーダーシップの下、保護者や医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携・協力し、幼児期から社会参加に至るまでを見通した指導・支援を行う。

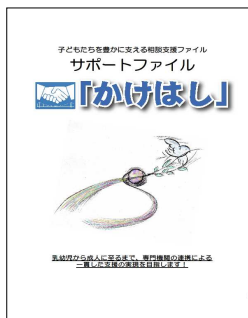
- ・ 支援方針、合理的配慮の決定等についての保護者との丁寧な合意の形成
- ・ 個別の教育支援計画やサポートファイル「かけはし」の活用による、見通しのある一貫した教育的支援
- ・ 特別支援教育ネットワークブックの活用等による、保護者との合意に基づいた関係機関との積極的な連携の推進
- ・ 連携訪問やセンター的機能等の活用による特別支援学校との連携

■関連資料

○指導内容・指導方法等についての相談・支援

		対 象	備 考
巡 回 相 談		・ 通常の学級の発達障害(可能性を含む) ・ 特別支援学校	4月初旬に文書配布
連 携 訪 問		・ 通常の学級の発達障害以外の障害 ・ 特別支援学級 ・ 特別支援学校	4月初旬に文書配布
的 機 能 特 別 支 援 学 校 の セ ン タ ー	学びと育ちの相談センター 〔小豆島みんなの支援学校 香川東部支援学校・香川中部支援学校 香川丸亀支援学校・香川西部支援学校〕	知的障害	発達障害 (可能性を含む) 申込みは随時 各特別支援学校の 担当者に直接連絡
	見えにくさと学びの相談センター(視覚支援学校)	視覚障害	
	きこえとことばの相談支援センター(聴覚支援学校)	聴覚障害	
	からだと学びの相談センター(高松支援学校)	肢体不自由	
	こころとからだの相談センター(善通寺支援学校)	病弱	

○サポートファイル「かけはし」



発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、乳幼児期から成人期に至るライフステージに渡って、教育、福祉、保健、医療、労働等その他関係機関が包括的で一貫した支援を行うための情報共有ファイルで、支援をつなぐ縦の連携と、情報を共有する横の連携を目的としている。

保護者が保管し、各関係機関で受けた支援内容等を支援者または保護者が記入する。学校においては、本人や保護者の意向を踏まえ、担任等が支援目標や手立て、評価等を記入して関係機関や支援者の引継ぎに活用する。

サポートファイル「かけはし」の様式、保護者向けリーフレットを入手するには、香川県教育委員会特別支援教育課ホームページを参照する。

【<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsushien/syokai/organization/kfvn.htm>】



○特別支援教育ネットワークブック(各学校・園にデータで送付)

地域ごとにまとめられた連携のための関係機関のリスト。教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関やPTA等の関係者からなる地域のネットワークを構築するために設置された6地域(小豆・東讃・高松・中讃・仲善・西讃)の地域特別支援連携協議会が作成し、毎年更新している。

5 各教科等の指導の充実

国語（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

- ・「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けている。

児童の課題と指導のポイント

- ・本や文章から情報を取り出し、それらを根拠に考えを形成することに課題が見られる。
- ・目的意識をもって本や文章を読み、情報を活用する能力を育てる必要がある。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■読む目的をもたせる 「何を知りたいのか」「どのような情報を見つければよいのか」など本や文章を読む目的を明確にする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単元前に関連図書を教室に配架。興味・関心を喚起。 ・単元に位置付ける言語活動の意識付け。（教科書の「手引き」やモデルの提示等） ・日常生活や社会生活の話題を教材化。 	<p>■取り出した情報の検討 自分の考えを伝えるために取り上げた情報は適切か、不十分ではないかなどについて、友達と話し合う。</p> <p>◇手立ての例</p> <p>自分の考えと、その理由や事例との関係は整合しているか（中学年）、事実と感想、意見とを区別しているか（高学年）など、指導事項に基づいた観点で検討する。</p>	<p>■小さな達成を称賛 言語活動を遂行する過程のステップごとに称賛する。</p> <p>◇手立ての例（書くこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料を集められたか 材料を選べたか 構成を考えられたか 適切な言葉を用いて書くことができたか 推敲ができたか <p>など、一つ一つのステップを乗り越えられるよう支援し、達成したら称賛する。</p>

自分の表現が伝わるか、もっとよい表現はないかを考えるために、友達と交流し、自分の表現を客観視することが大切です。書き手（話し手）が読み手（聞き手）を意識できるようにしましょう。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定が挙げられる。

（例）表現を工夫する場面

<p>第5学年及び第6学年 〔思考力、判断力、表現力等〕「A 話すこと・聞くこと」 (1) ウ 資料を活用するなどして、自分の考えが伝わるように表現を工夫すること。</p>	<p>第5学年及び第6学年 〔知識及び技能〕(2) 「情報の扱い方に関する事項」 (2) イ 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる 語句と語句との関係の表し方を理解し使うこと</p>
--	--

【授業の実際】

自分が「誰に」「どのような目的で」「何を」伝えたいかということや、伝える材料が集まり大まかな構成が決まったら、資料の提示方法を検討する時間をとる。資料の提示には、必要な文言や数値等を引用して示す、実物を見せる、画像や映像を見せる、図解した物を見せる等が考えられる。その際には、相手や目的、内容に照らして、より効果的な資料の提示方法を選択できるよう促すことが大切である。単元の導入時等、言語活動のイメージをもたせる際に、資料のさまざまな提示方法を示しておく子どもが自己選択する上で効果的である。※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

ぼくの、○○の説明は、やっぱりタブレットを使って動画で示した方が分かりやすそう。△△は実物を見せながら話をした方がいいね。



国語（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

子どもの実態に応じた言語活動の創意工夫

- ・知識・技能と思考力、判断力、表現力を相互に関連付ける場面を設定し、課題の解決に向けて、生徒が主体的に試行錯誤する過程で、資質・能力を育成することが求められる。

生徒の課題と指導のポイント

- ・「論理的な文章を書くこと」「展開・情報を整理して読むこと・聞くこと」に課題がある。
- ・単元（言語活動）を通して習得すべき資質・能力と、評価規準を生徒と共有する。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■言語活動の質の向上 言葉を通して理解したり、理解したことに基づいて自分の考えを表現したりする言語活動を設定する。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師が実際に言語活動を試行して評価規準を定め、学習状況に合わせて修正する。 ・教育活動全体で「言語活動」のカリキュラム・マネジメントを行い、活用の場を創出し、習得を確かなものにする。 	<p>■学習過程「共有」の重視 〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域に共通する学習過程「共有」を重視して、他の考えと比較することで自身のよさや改善点を明らかにしたり、考えを広げたり深めたりして、言葉への自覚を高める。</p> <p>◇手立ての例（B書くこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推敲に役立つ助言をお互いに得るため、文章を読み合う活動の前に、評価の「観点」と「伝え方」の共有が必要である。 	<p>■指導と評価の一体化 言語活動の学習過程に即して、教師によるフィードバック（個人内評価、目標に準拠した評価）を工夫し、時期を逃さず生徒に返す。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期テストの事後指導、表現物への助言、パフォーマンス評価、面接等、様々な評価方法を適宜取り入れる。指導事項に即して観点別評価を示すことや ICT を活用することも効果的。

「学習指導要領（平成29年告示）解説 国語編」の付録4は、教科と学年の目標、内容について小・中を見通せる系統表です。指導事項と言語活動例が一目で分かります。また左の小学校の頁も参考に…



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定（及びその場での ICT 端末の活用）が挙げられる。

（例）**考えを形成し共有する場面**

第1学年〔思考力、判断力、表現力等〕「C読むこと」
(1) オ 文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを確かなものにする。

第1学年〔知識及び技能〕「我が国の言語文化に関する事項」
(3) オ 読書が、知識や情報を得たり、自分の考えを広げたりすることに役立つことを理解すること。

教科書教材等の共通の教材で付いた力を活用し、自分が選んだ説明的文章や文学的文章について、自分の考えを確かなものにし、友達と共有していく時間を設定する。

【授業の実際】

教師が数冊選定している中から選んだり、自由に選んだりした説明的文章や文学的文章について、自分が考えたことや感じたこと等を友達に紹介する言語活動を設定する。

目的に合った紹介にするためには、それぞれが選んだ本のどのような点に焦点を当てて紹介すればよいかを、友達と吟味し、自分の紹介に生かしていく。紹介方法についても、画用紙に関係図で示したり、プレゼンテーションソフトを活用して紹介したりと個に応じた紹介方法を認めることも意識したい。※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

社会（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

小学校社会科では、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指す。

【『小学校学習指導要領解説（社会編）「改訂の趣旨」』を踏まえた課題】

- ・ 問題解決的な学習過程の充実：課題把握→課題追究→課題解決→新たな課題
- ・ 内容の充実を図る観点：現代的な諸課題を踏まえる観点、持続可能な社会づくりの観点

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■資料等の提示後に疑問を整理して学習問題をつくる</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二つの地域の資料を提示して、異同を考えさせる。 ・ 今と昔の資料を提示して、変化の理由を予想させる。 ・ 資料の一部分を提示して、全体像を想像させる。 ・ 年表を概観させ、その時代のイメージを想像させる。 ・ 分布図を提示して、ちらばりを言葉で表現させる。 	<p>■予想とその根拠を語らせ、資料や友達の考えとつなぐ</p> <p>◇手立ての例</p> <p>子どもの発表に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「Aさんと同じ考えの人はいるかな」と全体に広げる。 ・ 「今の発表は、この二つの資料から考えたようだけど、だれかもう一度説明できるかな」と促す。 ・ 「Bさんの予想は、どの資料と関係が深いかわかるかな」と全体に問い返す。 	<p>■協働的な学び、見方・考え方のよさを認め励ます</p> <p>◇手立ての例</p> <p>協働的な学びのよさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「資料を使った今のAさんの説明はよく分かったね」 ・ 「今日の授業で一番納得したのは誰の意見？」 <p>見方・考え方のよさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「Bさんみたいに他地域と比べると違いが分かるね」 ・ 「Cさんは、今日の授業を市民の生活とつないだね」

社会科は、事実に基づいて考えることが基本となります。学びの過程に考える基となる資料を提示し、根拠を示しながら語る子どもを育てましょう。高学年になると複数の資料から総合的に考えをつくることも大切です。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもが自ら選択する場の設定及びその場での ICT 端末の活用が挙げられる。

- (例) **課題の設定の場面** 個の課題に応じて調べる地域を選択
 課題等に応じて調べる事例地を選択させることで、意欲的に「調べ」「表現」「説明・質問」を行うことが期待できる。
- 【授業の実際】第6学年「日本とつながりの深い国々」
 「地域の選択」アメリカ・中国・ブラジル・サウジアラビアから個の興味に応じて調べる地域を選択する。
 「調べ」産業・生活・歴史等の観点を確認して各自調べる。
 「表現」調べたことをまとめる。(ICT 機器の利用が望ましい)
 「説明」・「質問」各グループの表現物を教材とし、児童間で説明・質問を行いながら、単元の内容を学ぶ。



※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

社会（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

中学校社会科では、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指す。

【『中学校学習指導要領解説（社会編）「改訂の趣旨」』を踏まえた課題】

- ・資料から読み取った情報を基にして社会的事象の特色や意味などについて比較したり関連付けたり多面的・多角的に考察したりして表現する力を育成すること
- ・課題を追究したり解決したりする活動を充実させること

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
<p>■生徒が考えたくなる課題設定のしかけ</p> <p>生徒が考えたい課題と教師が考えさせたい課題は必ずしも一致しない。生徒の既習事項や思考の流れを踏まえて課題を設定する。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の「当たり前」が揺さぶられる課題を設定する。 <p>(例)「雨が少ないカンザス州が、なぜアメリカ国内で小麦の生産が多いのか」</p>	<p>■考えの根拠となる知識や情報の共有</p> <p>社会科は知識量の格差が授業への参加に影響しやすい。全員が対等に語り合えるためには、根拠となる知識や情報が共有されている「場づくり」が必要である。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの単元で扱った資料や学んだ内容を1枚で振り返ることができるシートを全員に配布する。 	<p>■生徒が学習状況の改善を図る機会をつくる</p> <p>「学習改善につなげる評価」を行う場面では、見取った生徒のよい点や進歩の状況を生徒に伝え、活動の改善や充実を図る機会をつくる。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の導入で、ある生徒が記述した前時の振り返りのよさを全体に紹介し、共有する。

2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定（及びその場での ICT 端末の活用）が挙げられる。

(例) **課題の設定の場面** 自分なりの評価や価値付けができる問いの設定

教科書や ICT 端末ですぐに「正解」が調べられるような問いではなく、自分なりの評価や価値付けができる問いや活動をしかけていくことで、生徒が選択・決定できる余地を広げ、個々の発想や考えを引き出す。さらに、それぞれの考えやその根拠を全体で確認・共有しながら「協働的な学び」を促すことで、共通点や相違点を見だし、教科の学びを深めていく。

【授業の実際】

○九州地方の産業は、どのような特色を持っていますか？

→（自分なりの評価や価値付けができる問い（例））

九州地方の産業に、あなたはどんなタイトル（キャッチコピー）をつけますか？

○鎌倉幕府は、どのように始まったのでしょうか？

→（自分なりの評価や価値付けができる問い（例））

1185年か？1192年か？あなたはどちらを鎌倉時代の始まりとしますか？

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

算数

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

小学校算数科においては、数量や図形などについての基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して問題を解決するために必要な数学的な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、数学のよさに気付き、算数と日常生活との関連についての理解を深め、算数を主体的に生活や学習に生かそうとしたり、問題解決の過程や結果を評価・改善しようとしたりするなど、数学的に考える資質・能力を育成することを目指す。

【『小学校学習指導要領解説（算数編）「改訂の趣旨」』を踏まえた課題】

・児童が自ら問題を見いだす機会を設ける等、数学的活動の一層の充実

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■児童が主体となって問題解決をめざす授業展開</p> <p>児童が進んで問題に取り組み、学び合うことで、新しい考えを得ることができる児童主体の授業を展開する。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本時に加えて、単元を通したねらいを児童とつくる。 ・すべての児童が解決の見通しをもてるように、既習を振り返らせたり、教材・教具を工夫したりする。 	<p>■友達の考えの共有</p> <p>考えを共有する場面を設けた言語活動の充実を図る。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「説明し合いましょう」ではなく、「どうして～なのですか」「どのように考えたのですか」と問いかける。 ・発表に対して思考を深める「問い返し」を入れる。 <p>例)「この説明、みんなできますか」「なぜその式なのですか」「図を基に説明して」等</p>	<p>■数学的活動の過程での、児童の様子を見取りと、適切な声掛け</p> <p>児童の様子を見取り、励ますことで、学習目標の実現につなげる。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘り強く取り組む様子や自らの学習を調整する様子を見取り、称賛する。 <p>例)「別の方法を試せているね」「友達の考えを聞いて、見直しているね」等</p>

算数は、学んだことが次の授業で使えることが多い教科です。児童が自身の学びや変容を自覚できる場面を設け、「できた、わかった」といった実感がもてる授業を充実させて、学習意欲を高めていきましょう。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定（及びその場での ICT 端末の活用）が挙げられる。

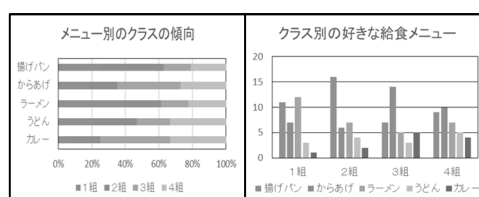
（例）課題の設定の場面 説明（比較）したい課題を選択

「好きな給食メニュー調べ」のアンケート調査で得たデータを用いて、お楽しみ給食で出して欲しいメニューについて説得力のあるプレゼンを考える。目的を明確にし、分類の観点や使うグラフを選択できるようにすることで、意欲的な活動が期待できる。

【授業の実際】第5学年「割合のグラフ」

・「好きなメニュー別の傾向」「クラス別の傾向」「学年全体の傾向」から必要なデータを選択し、表計算ソフト等を活用して、グラフ（棒グラフ、帯グラフ、円グラフ等）を作成（選択）する。

・作成（選択）したグラフを比較し、量や割合など、主張に適したグラフはどれなのか、また、もっと調べてみたいこと（苦手なメニュー等）について話し合う。



※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

数学

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

中学校数学科では、数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成することを目指す。

【『中学校学習指導要領解説（数学編）「改訂の趣旨」』を踏まえた課題】

- ・見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業に
- ・自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業に
- ・周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業に
- ・一つ一つの知識がつながり、「わかった!」「おもしろい!」と思える授業に

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■数学化するための見通しをもたせる</p> <p>「条件や仮定の設定」「既習内容との関連」等、数学が活用できるように事象を数学化するための活動を設ける。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式や性質を教室に掲示する等、既習を可視化することで活用を促す。 ・数学的活動を単元に意図的、計画的に設ける。 	<p>■問題解決の構想の検討</p> <p>数学的に考察する場面で、アプローチの方法や手順について、友達と説明し合う。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題解決の方法に焦点を当て、「用いるもの」「使い方」を明確にして説明する活動を充実させる。 ・問題解決の過程を振り返る場面で、解決の見通しで出した方法を取り上げ、洗練された表現に高める。 	<p>■自身の学びや変容を自覚できる場面の設定</p> <p>「できた、わかった」という経験のある授業を充実させ、振り返りを実施する。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする場면을単元の中に位置付け、指導と評価の計画を意図的に構成する。

数学の学習で得られた知識そのものにも価値がありますが、その際に身に付けた「知識を獲得する方法」や「知識を構成する視点」も重要です。生徒主体で数学的活動が遂行されるような支援を行っていきましょう。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定（及びその場での ICT 端末の活用）が挙げられる。

（例）課題解決の場面 解決に活用したい図形の性質を選択

星形五角形の5つの角の和を解決するにあたり、既習のどの図形の性質を活用して考えたいかを選択させることで、解決への見通しがもちやすくなることが期待できる。

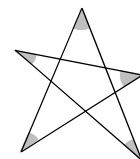
【授業の実際】第2学年「図形の性質」

「平行線の性質」「多角形の内角の和」「多角形の外角の和」「三角形の角の性質」等から解決に活用したい図形の性質を選択する。ただし、解決の過程で別の性質も合わせて活用してもよい。

- ・選んだ性質を基に各自で解決方法を考える。
- ・同じ性質を選択した生徒のグループや別の性質を選択した生徒のグループなど、グループ編成を工夫する。

※図形の性質をヒントカードとして用意し、個に応じて選択する展開等も考えられる。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照



理科（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

小学校理科では、自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成することを目指していく。

【育成を目指す資質・能力の概要】

- (1) 自然の事物・現象についての理解、観察、実験などに関する基本的な技能
- (2) 観察、実験を中心とした問題解決の過程における問題解決の力
- (3) 自然を愛する心情、主体的に問題解決しようとする態度

【学習指導要領における改訂の趣旨を踏まえた課題】

- ・理科を学ぶことに対する関心・意欲や、意義・有用性に対する認識
- ・観察、実験の結果を整理・分析した上で、解釈・考察し、説明することなどの資質・能力

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせないで	認め励ます
<p>■ 試行錯誤の機会を保障する</p> <p>教師の説明の時間を減らし、観察、実験を中心とした子どもの問題解決の時間を確保する。</p> <p>◇ 手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの知的好奇心や認知的葛藤を促す問いが生まれるような教材を準備する。 <p>※ここでは、観察、実験を基にした考察によって、共有した問題が解決できる構造となることにも留意する。</p>	<p>■ 子どもの反応を予測する</p> <p>■ 意図的に広げ、ゆさぶる</p> <p>予想や考察の場面で取り上げたい個々の考えや発想を掴んでおく。また、問題解決場面での個のつぶやきを拾い上げる意識をもつ。</p> <p>◇ 手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前時までの子どもの姿やノートの記述などから、印象に残った場面を記録、整理しておく。 	<p>■ 育みたい資質・能力を想定し、単元で発揮できる場を保障する</p> <p>資質・能力を育成する場面を意図的に取り入れる。</p> <p>◇ 手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件を制御しながら実験計画を立てる。 →（問題解決の力を育成） ・昆虫の採取、飼育、観察の機会を設ける。 →（生命を尊重する態度を育成）

資質・能力を育成するためには、意図的、計画的な場面の設定が重要です。子どもが問題を捉え、繰り返し試し、考える機会を保障することを心がけましょう。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定（及びその場でのICT端末の活用）が挙げられる。

（例）適切な考えをつくりだす問題解決型学習の場面

第6学年 A 物質とエネルギー (2) 水溶液の性質

イ 水溶液の性質や働きについて、溶けているものによる性質や働きの違いについて、より適切な考えをつくりだし、表現すること。

児童自ら設定する学習課題を解決していくために、繰り返し実験や観察を行い、自分の考えを再構成する活動を通して、より適切な考えをつくりだすことが期待できる。

【授業の実際】

児童は、教師とともに身近な事象や事柄から単元を貫く学習課題を設定する。児童は、学習課題の解決に向けて見通し（問題解決の過程）をもち、個々の学びが展開される。ICTを活用することで、問題解決の過程を「見える化」し、教師は、児童の思いや考えが展開される自由試行の場（選択の場）を確保したり、個々の学びの進捗を把握し、適切な助言（フィードバック）を行ったりと、より適切な考えをつくりだす支援を行うとよい。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

理科（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

中学校理科では、自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成することを目指していく。

【育成を目指す資質・能力の概要】

- (1) 自然の事物・現象についての理解、科学的に探究するための観察、実験などに関する基本的な技能
- (2) 観察、実験を中心とした科学的に探究する力
- (3) 自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度

【学習指導要領（理科）における改訂の趣旨を踏まえた課題】

- ・理科を学ぶことに対する関心・意欲や、意義・有用性に対する認識
- ・観察・実験の結果などを整理・分析した上で、解釈・考察し、説明することの資質・能力

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■生徒が主体的に問題を見いだす活動の充実</p> <p>生徒が進んで自然の事物・現象に関わり、それらの中から問題を見いだす活動の充実を図る。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの学習内容では規則性を見いだせない現象の提示 ・不思議さや驚き、ずれを感じる導入の工夫や教材の提示 ・日常生活から課題を見いだす環境や場面設定 	<p>■検証計画の立案や結果を分析して解釈する活動の充実</p> <p>協働的な学びの中から、課題に正対した考察や、根拠を明確にした説明を行う活動等の充実を図る。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの思考を可視化し、全体に提供するためのツールの活用 ・複数のデータを読み取り、関連付け、考察する場面設定 ・立案や考察の妥当性を検討・改善する場面設定 	<p>■探究の過程を振り返る活動の充実</p> <p>生徒が見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動の充実を図る。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の考えを共有し、認め合うためのICTの活用 ・学んだことを日常生活とつなげ、多様な考えが生まれる場面の設定 ・課題解決に向けた努力の過程を認め、称賛する場面設定

2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定（及びその場でのICT端末の活用）が挙げられる。

（例）見通しをもって課題解決に取り組んだり、探究の過程を振り返ったりする場面

1分野（6）化学変化とイオン

イ 化学変化について、見通しをもって観察、実験などを行い、イオンと関連付けてその結果を分析して解釈し、化学変化における規則性や関係性を見いだして表現すること。また、探究の過程を振り返ること。

個の課題に応じて実験・観察の方法を選択し、授業や単元の終末に探究の過程を振り返らせる活動を通して、主体的な取組みが期待できる。

【授業の実際】

生徒が発する気付きや疑問から学習課題を設定する。見通しをもった探究活動となるよう仮説を設定させる。観察や実験を通して科学的に検証できるような教師の支援も有効である。また、自ら見いだした考えに対し、振り返る機会を確保し、新しい気付きや疑問から更なる探究へとつなげる。ICTを活用することで探究の過程を「見える化」し、一人一人の生徒が最適な状態で学びを深めているか教師が学習の進捗を確認しながら授業を展開するとよい。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

音楽（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

各学年の内容の「A 表現」の（１）、（２）及び（３）の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B 鑑賞」の（１）の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質、能力であり、「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
<p>■選択・判断の場の設定</p> <p>思考・判断のよりどころとなる主な音楽を形作っている要素を適切に選択、設定する。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成したい資質・能力を明確にし、要となる音楽を形づくっている要素を明確に設定する。 ・「音楽的な見方・考え方」を働かせた（音や音楽を知覚・感受する）場面を適切に設定する。 	<p>■気付き等を表現する場の設定</p> <p>音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り気付いたり、感じたりしたことを表現に生かす。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音での対話の場の設定 ・繰り返し聞き、考え、話し合い、気付かせる。 ・音楽を形づくっている要素と関連させて、特質やよさに気付かせ、表現につなげる。 	<p>■評価する場の設定</p> <p>児童の学びの姿を見取る過程を大事にする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反応、つぶやき、体の動きなどから「よさ」を全体に共有する。 ・子ども同士の学びの場の設定（教え合い、学び合い）

「音楽的な見方・考え方」とは

音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るときの心の働き

音楽がどのように形づくられているか、音楽をどのように感じ取るかを明らかにしていく〔共通事項〕と関わらせて

「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること

人間にとって意味あるもの

音楽表現を創意工夫したり音楽を解釈したりするなどの学習は一層深まっていく



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定が挙げられる。

（例）創作の場面

自分の思いや意図に合った表現にするために、どのような楽器がふさわしいか、キーボードや木琴、鉄琴、リコーダーなどから選択させ、音で試すことをくり返しなが、さらに思いや意図を膨らませるように促すことが大切である。

また、音楽ソフトの活用により、リズムの反復の回数を変えたり、旋律の音色を変えたりすることも容易となる。そこで得た気付きを、楽器での演奏に生かすなど、授業のねらいや子どもの実態に応じ、授業展開を工夫することが求められる。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照



音楽（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

各学年の内容の「A 表現」の（１）、（２）及び（３）の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B 鑑賞」の（１）の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質、能力であり、「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
<p>■選択・判断の場の設定 思考・判断のよりどころとなる主な〔共通事項〕を適切に選択、設定する。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成したい資質・能力を明確にし、要となる〔共通事項〕を明確に設定する。 ・「音楽的な見方・考え方」を働かせた（音や音楽を知覚・感受する）場面を適切に設定する。 	<p>■根拠を見つける場の設定 「対話的な学び」の充実 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりにする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えを広めたり、深めたりする「対話的な学び」の設定。 ・「作品と向き合う」「音楽と向き合う」「考えたり判断したりする」一人で行う対話の設定。 ・リコーダーを吹いて聴かせたり範唱を聴かせたりして、そこから生徒が感じたり、まねたりする。 	<p>■評価する場の設定 生徒の学びの姿を見取る過程を大事にする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉にする前、ワークシートに書く前のつぶやき等に目を向ける。 ・「オノマトペの発言」「動作を交えて」「口ずさんで」を観察する。

音楽科における「知識」

- ・表現や鑑賞の活動を通して実感を伴いながら理解していくもの。
- ・表現や鑑賞の活動を通して、自己との関わりの中で理解できるようにする。
- ・決められていることを覚えるだけでなく学習の積み重ねによって更新されるもの。

音楽科における「技能」

- ・創意工夫の過程でもった音楽表現に対する思いや意図に基づいて、その思いや意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のこと。
- ・変化する状況や課題などに応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにすることが重要。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定が挙げられる。

（例）鑑賞の場面 1人1台端末の活用

【授業の実際】

1人1台端末の活用によって、生徒が自分の着眼した部分や聴き返したい箇所を選んで、繰り返し鑑賞することが可能になる。そのような主体的に聴く活動を通し、音楽を形づくっている要素の知覚や、曲の特徴や雰囲気及び曲想の感受につなぐようにする。

その際、個別の学習に終始することがないよう、学級全体で楽曲を鑑賞し、音楽のよさや美しさを共有するなどしながら、授業で押さえるべきことを意識付け、音楽科の目指す資質・能力を育成することが重要である。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照



図画工作

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

小学校学習指導要領 第7節図画工作 第3指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項(2)

第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。

表現と鑑賞は本来一体であり、相互に関連して働き合うことで児童の資質・能力を育成することができる

- ◆ 一つの題材において、造形活動と鑑賞活動とが往還するような学習過程を設定する
- ◆ 鑑賞の場面においても、表現と分けて設定するのではなく、味わったことを試したり、表現に生かしたりすることができるような学習過程を設定する

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして(例)

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
<p>■友達と一緒に学ぶ</p> <p>「友達の話聞くことで、新しいことが分かった」その喜びを少しずつ感じることができるようにしていくことで、友達と一緒に学ぶことの大事さが浸透するようにする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4人班では、2人ずつの対話になるが、3人班にすることで、対話の活性化を図る。 	<p>■根拠や理由を表出</p> <p>自ら働きかけながら見つけたよさや面白さを、児童自身が気付くようにする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのように感じたのか、思ったのかの根拠や理由を形や色などを基に話したり、気持ちを振り返って書いたりするなど、気づきを自覚できるようにする。 	<p>■作品を見合う時間を設定</p> <p>完成した作品だけではなく、製作途中の作品を見合う時間を設定する。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の学びへつながるような声掛けを意識する。 ・互いのよさや個性などを認め合うように活動を進める。

児童が表現したことを自身で味わったり、友達と交流したりすることにより、表現が深まったり、広がったりするように配慮しましょう。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定が挙げられる。

(例) **造形遊びをする活動** 児童が材料などに働きかけ、自分の感覚や行為を通して捉えた形や色などからイメージをもったり、他者のつくっているものから思い付いたりするなど選択の連続の中でつくり、つくりかえ、つくる

【授業の実際】

「材料の質や量の確保」児童が活動に浸り、自分のイメージしたことを形にすることができるよう、材料を十分に用意する。

- ・児童、家庭、地域の方と一緒に地域の素材や資源(藁、木材、竹など)を用意する。
- ・児童が材料と十分に関わり発想を広げることのできる時間を確保する。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照



美術

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

中学校学習指導要領 第6節美術 第3指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項(2)

第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

◆ 題材名をB鑑賞「風景に込められた想い」のように、発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力を関連付けながら育成できるよう、双方に関連した題材名にする
中学校学習指導要領 第6節美術 第2各学年の目標及び内容〔第2学年及び第3学年〕 3 内容の取扱い(1)

第2学年及び第3学年では、第1学年において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本とし、第2学年と第3学年の発達の特性を考慮して内容の選択や一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。

◆ 3年間を見通し系統的に身に付けられるようにする

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして(例)

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
<p>■導入段階の工夫</p> <p>体験を通して各自のイメージを自然に膨らませて、各自が表したい主題を生み出しやすくする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に木に触れたり、自然が奏でる音に耳を傾けたりしながら「各自がそれぞれの木から感じるイメージ」について生徒に問いかける。 	<p>■理由を語る場を設定</p> <p>生徒が発表した理由を造形的な視点でおさえ、造形を豊かに捉えられるようにする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な素材の器を実際に触って感じ取ったり考えたりすることができるようにする。 ・生徒の発言を造形的な視点でおさえることができるよう意図的な板書をする。 	<p>■対話による理解促進</p> <p>ワークシートなどに書くことができている生徒に対して、対話によって一緒に振り返り、取り組んできたことを称賛する。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の語りから学んだことを整理したり、価値付けたりしながら取り組んできたことを称賛する。

2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定及びその場でのICT端末の活用が挙げられる。

(例) アイデアスケッチをする場面 制作したい日本画の画像等を選択

制作したい日本画の画像を選択させることで、自分のニーズに合わせてICT端末を活用し、和菓子のアイデアスケッチに取り組むことが期待できる。

【授業の実際】第2学年「日本画の鑑賞と和菓子のデザイン」

「制作したい日本画の選択」複数枚の日本画から選択する。

「アイデアスケッチの選択」紙粘土、スケッチブックから選択する。

「構想を練る」選択した日本画の画像を見ながら構想を練る。



※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

生活

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

気付きの質を高める学習活動の充実に向けて

(1) 生活科における学習過程

生活科においては、一連の学習活動の「まとまり」として、単元の中で、例えば、①思いや願いをもつ、②活動や体験をする、③感じる・考える、④表現する・行為する（伝え合う・振り返る）学習過程を基本にして、体験活動と表現活動とが繰り返されることで児童の学びの質を高めていくことが重要である。

(2) 気付きの質を高める学習指導の進め方

生活科における「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、学習指導において、単に児童の思いや願いを実現する体験活動を充実させるだけでなく、表現活動を工夫し、体験活動と表現活動とが豊かに行き来する相互作用を重視する等、気付きの質を高めることを意識することが大切である。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■試行錯誤や繰り返す活動を設定する</p> <p>条件を変えて試したり、再試行したり繰り返したり確かめたりする活動を位置付ける。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なぜ」「どうして」等、児童の知的好奇心を喚起し、主体的に「〇〇したい」と問題解決に取り組める課題の設定。 ・学習対象（人・もの・こと）や学習材に継続して関わる機会の確保。 	<p>■伝え合い交流する場を工夫する</p> <p>一人一人の気付きを大切にし、自他の気付きのよさや違いを基に交流する。</p> <p>■振り返り表現する機会を設ける</p> <p>言葉による表現活動を通して、自らの活動や対象を見つめ直し、気付きの質を高める。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手意識、目的意識を大切に学習活動の設定。 ・児童の気付きを認め、共通の視点に気付かせたり、ストーリーをつないだりする教師の働きかけや言葉かけ。 	<p>■児童の多様性を生かし、学びをより豊かにする</p> <p>児童自らがよさを発揮し、互いのよさや気付きを尊重し、認め合える雰囲気づくりをしていく。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の思いや願いに寄り添い、共感し、共に動くことによる小さな変化の見取り。 ・様々な立場からの評価資料を収集した児童の姿の多面的な評価。

低学年らしいみずみずしい感性により感じ取られたことを、自分自身の実感の伴った言葉にして表したり、様々な事象と関連付けて捉えようとしたりすることを助けるような教師の関わりを実現していくことが大切です。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場（及びその場での ICT 端末の活用）の設定が挙げられる。

(例) **課題を設定する場面** 遊びを工夫したい「うごくおもちゃ」を選択

教科書を参考に自分で材料を集めたり、様々な「うごくおもちゃ」を試したりしながら、おもちゃを作って遊ぶ活動の時間を十分にとり試行錯誤を促すことで、さらに工夫したいおもちゃを自ら選択することができる。

【授業の実際】第2学年「うごく うごく わたしのおもちゃ」

- ・教科書を見ながら、「うごくおもちゃづくり」の見通しをもつ。
- ・いくつかの「うごくおもちゃ」を作って遊ぶ体験の時間を十分に確保する。

もっと速く動かしたいな。



材料を変えると動き方が変わるかな。

本やタブレットで調べようかな。



友達と一緒に遊びかたを考えたいな。

- ・特に工夫したい「うごくおもちゃ」を選んで、個別に追究する。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

技術・家庭 技術分野

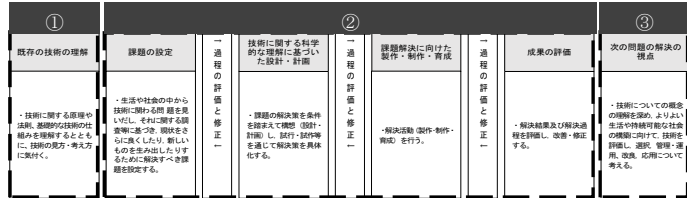
1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

技術分野で育成を目指す資質・能力

技術の発達を主体的に支える力や技術革新をけん引する力の素地となる、技術を評価、選択、管理・運用、改良・応用することによって、よりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を育成する。(学習指導要領解説 技術・家庭科編 p18より)

技術による問題の解決を繰り返す学習過程 (図：学習指導要領解説 技術・家庭科編 p23より)

- ①生活や社会を支える技術
 - ②技術による問題の解決
 - ③社会の発展と技術
- の三つの要素で各内容が構成される。
技術による問題解決を繰り返す。



「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして(例)

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
<p>■解決する問題の難易度を3年間で徐々に上げていく</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の技術を、選択、管理・運用することで解決できる問題から、改良、応用しなければ解決できない問題へと3年間を通して段階的に設定するよう計画を工夫する。 ・内容D(3)の統合的な問題は、授業で身に付けた資質・能力で技術を応用して解決できるようにする。 	<p>■生徒の思考力、判断力、表現力等を育む工夫</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などに着目して技術を最適化するための議論をする。 ・課題の解決に向けて、製作図や回路図、計画表等に表現し試行錯誤しながら構想を具体化する。 ・実践的、体験的な活動を通して、うまくいかない点について話し合うことで、新しい課題設定に向かう。 	<p>■解決できたという満足感・成就感を味わい、次の学びへと主体的に取り組む態度を育む</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題解決の中で生じる新たな問題について教師が価値付けをする。 ・振り返りの場面では、自らの学びの成果を自覚させ、次の学びにつなげる。 ・題材を通して涵養される、「技術を工夫し創造しようとする側面」について評価する。

情報モラルを含む「情報活用能力」の育成(学習の基盤となる資質・能力)

基本的な操作の習得、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等を系統的、体系的に育成していく必要があります。技術分野の内容Dとも関わります。

プログラミング教育

小学校、高等学校との系統性、指導事項を理解して確実に計画、実施しましょう。

授業改善のポイント



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

【参考】「StuDX Style」技術・家庭科

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定(及びその場でのICT端末活用)が挙げられる。



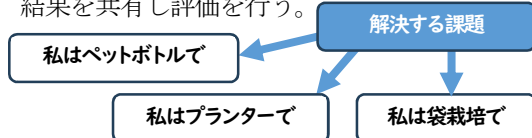
(例) 接合方法を最適化

設計の際に製品の使用場所や目的に応じて接合方法を選択して決定する。



(例) ○○な野菜を育てるには

課題に対して、生徒が様々なアプローチを考えて課題解決に向けた実践を行い、その計画や結果を共有し評価を行う。



※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

家庭

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり



A(4) 家族・家庭生活についての課題と実践はどのように計画するとよいのでしょうか。

A(4) は、中学校、高等学校へとつながる学習です。習得した知識及び技能などを活用して課題を解決する力と、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養うことを目指して新設されました。

- ★ これまでの学習の中で疑問に思ったことやさらに探究したいこと、自分にできること等を考え、生活の課題として設定できるようにしましょう。
- ★ 家族や地域の人々と関わりながら実践できるようにしましょう。
- ★ 一連の学習過程（小学学習指導要領解説家庭編 p15 参照）を重視し、問題解決的な学習を進められるようにしましょう。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待つて	語らせつないで	認め励ます
<p>■「なりたい姿」を描かせる 題材のはじめに、自分の家庭生活を見直して問題を見いだしたり、目標を明確にもたせたりする。</p> <p>◇手立ての例 ・児童と一緒に学習計画を立てる。「〇〇ができるようになりたい」という目標をもつことで、「そのために、△△を学びたい」という意欲が喚起され、学習課題も具体的になる。</p>	<p>■「わけ」を表出させる 理由を表出し、友達と共有する過程で、自分の考えが明確になったり、新たな視点を獲得したりする。</p> <p>◇手立ての例 ・「もし…だったらどう？」と逆の場合を考える助言をすることで、理由を語れるようにする。 ・長所と短所を対比させて示すなど、構造的な板書で発言を可視化する。</p>	<p>■具体的な記述を称賛する 児童の頭の中にあることを引き出せるよう、振り返りや感想は、具体的に記述できるようにする。</p> <p>◇手立ての例 ・「家でも実践したいです」ではなく、いつ、誰に、どんなことをしようと計画しているのか具体的に書けるように助言したりワークシートを工夫したりし、好事例を紹介する。</p>

2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定が挙げられる。

（例）**課題設定及び解決の場面** 個の課題に応じて調理実習で使う食材を選択

調理実習で使う食材を選択させることで、健康や価格、地産地消などの視点で商品の情報を集め自分に合った食材を考えることができる。

【授業の実際】 第5学年 買い物の仕方を工夫しよう

- 1 **学習問題**：調理実習の買い物に行くために、商品から情報を集めてみそを選ぶ。
- 2 **課題設定**：「安く、健康」等、個の課題に応じて、つくりたいみそ汁について考える。
- 3 **課題にあった商品を選択**：サンプルのみそ（4種類程度用意）のパッケージに書かれている情報を読み取り、課題を満たす商品を選択する。
- 4 **交流①**：選んだ商品とその理由についてグループで話し合う。
- 5 **交流②**：価格や産地、内容量、品質等を示す表示などを視点として全体で整理する。
- 6 **決定**：調理実習で使うみそについて、再度話し合い買い物の計画を立てる。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

技術・家庭 家庭分野

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり



「見方・考え方」は
教えたり評価したり
しないですよね？

そうです、「働かせる」ものです。生徒が発
する言葉や記述、思考の流れなどを想像しな
がら、発問や板書を考えましょう。



協力・協働	健康・快適・安全	生活文化の継承・創造	持続可能な社会の構築
性別や年齢、障害の有無をはじめ、社会を構成する多様な人々が、平等や人権を尊重し、協力して共に生きるという視点や行動	衣食住の生活の営みを健康かつ快適で安全なものとなるよう工夫し、実践する視点や行動	衣食住や子育て、家族の営みには、長い年月を経て培ってきた生活の文化や知恵がある。それらを理解して今の時代に生かしたり、次の時代に継承したり、さらにそれらを踏まえて、今の時代こそ新たな生活文化を創り出したりする視点や行動	衣食住全般にわたって、消費の仕方や環境に配慮し、次世代へと持続可能な社会のバトンを渡す視点や行動

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
<p>■題材を貫く課題を設定する 題材の導入部分で、学習する意義や目的を明確にする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標－現状＝課題 にあてはめて、今の自分に足りない知識・技能に気付かせ、「知りたい」「身に付けたい」と意欲を喚起する。 他教科等との関連を図り、異世代の人々や地域・家庭との関わりを取り入れた題材を計画する。 	<p>■自己決定の理由を語る場を設定する 価値観や優先順位が表出され、事物を比較する観点が豊富になる。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> 思考ツールを用いたワークシートの工夫により、自分の考えを整理できるようにする。 「見方・考え方」の4つのキーワード（上記表）に基づいた視点で検討する。 	<p>■一連の学習過程の各場面で称賛する 課題設定→計画→実践→振り返りの各場面に応じた声かけをする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画→実践では、試行錯誤しながら粘り強く取り組んでいる様子を称賛する。 振り返りでは、自分の家族や家庭生活に思いを巡らせ、改善策や新たな課題を見いだす姿を称賛する。

2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定が挙げられる。

（例）**課題を設定する場面** 弁当の献立を考える際の観点を選択

個の課題に応じて、弁当の献立を考える際の観点を選択することで、意欲的に考えたり実践したりすることにつながる事が期待できる。

【授業の実際】B 衣食住の生活 1日分の献立づくりの活動

- 自分の休日の1日分の食事の献立に使用されていた食材を1～6群に分類し、自分の課題を把握し、クラスで出し合う。
- 出し合った課題を基に、弁当の献立を考える観点をクラスで話し合い、いくつか設定する。
(例)「野菜不足解消」「健康ダイエット」
「カルシウムを摂ろう」「エネルギー不足解消」等
- 2で設定した観点から自分に合うものを1つ選択し、自分の休日の昼食(弁当)の献立を考える。 ※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照



私は、カルシウムを摂るために、小魚を使った献立にしたいな。

体育（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

◆各種の運動の特性に応じた体育の授業づくり

6つの運動領域における各種の運動は、楽しみ方や解決すべき課題やその解決方法が異なる。そのため、各種の運動で得られる楽しさや喜び、そこで解決すべき課題、それらの解決方法に応じた行い方を理解することができるようにする。また、それらの理解は、各種の運動の基本的な動きや技能を身に付けることに効果的である。

◆3つの資質・能力をバランスよく育む学習過程の工夫

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力とは、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つである。これらの資質・能力を育成するためには、児童の発達の段階、能力や適性、興味や関心等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わい、自ら考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決するなどの学習が重要である。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
■場やルール の工夫 苦手な児童の実態を踏まえた、簡単な場やルールの設定 ◇手立ての例 ・柔らかいボールを使う ・コートを広さを狭くする ・簡易化したゲームを行う ・低学年の運動遊びを基にした授業づくりを行う ・児童が自らルールや場を工夫するまで「待つ」	■「みる」「支える」「知る」 の多様な関わり方 「すること」だけでなく、「みる、支える、知る」について、課題解決のための視点を持つことができる学習過程 ◇手立ての例 ・友達が運動している様子について、「みる」視点や「みる」場所を明確にしておく ・ICT端末の活用	■「認め励ます」機会を増やす ・「できる」ようになる過程を「認め励ます」 ・チームの一員としての所属感を高める工夫 ◇手立ての例 ・スモールステップの学習にする ・チームの友達同士で認め合う場の設定

運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ることが大切です。その際、共生の視点を重視して改善を図るようにしましょう。



小学校体育（運動領域）指導の手引（スポーツ庁 HP）



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00003.htm

2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもが自ら選択する場の設定が挙げられる。通常学級の体育授業において、障害の有無にかかわらず児童が共に学ぶための指導内容や指導方法等の工夫の一例として、支援が必要な児童に適合した「アダプテッド体育」が挙げられる。

「アダプテッド体育」とは、“その人に合わせた体育”と言い換えられ、「人」・「もの」・「ルール」の三観点で、児童のニーズに合わせて工夫した体育授業を行うことである。

「アダプテッド体育」の三観点について

- 「人」の工夫
 - ・友達と学び合いができるようにペアやグループの配慮を行う。
- 「もの」の工夫
 - ・体育で使用する用具を支援が必要な児童に合わせて工夫する。
- 「ルール」の工夫
 - ・ゲームのルールを支援が必要な児童に合わせて工夫する。

※ 児童の「困り感」とその原因を見取り、具体的な工夫をすることで、児童自身が使用する用具や練習の場を選択することにより、自ら学習を調整しながら学習できるようにする。
 ※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

保健体育科（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

運動の多様な楽しみ方を共有できるようにする

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められる。その際、心身ともに発達が著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切である。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
<p>■「面白そう!」「うまくなりたい!」をもたせる</p> <p>単元のゴールや単元全体の流れ、目指す姿等から一人一人に見通しと目標をもたせる</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールや教具等の工夫（誰もが楽しめること） ・単元のゴールの共有 ・評価規準や評価方法等の共有 	<p>■語るための環境と視点</p> <p>課題発見、課題解決の視点をもたせ、技能等に関わらず誰もが発言できる環境をつくる</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合いの中心に、全員が発言できる材料（映像資料やデータ等）を準備する ・「どこを見ればいいのか」「何について考えればいいのか」を明確にする 	<p>■個の成果を称賛</p> <p>チームへの称賛だけでなく、個の成果（できるようになったこと）を称賛する</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこが（何が）どのようにできるようになっているのか具体的に称賛する ・結果だけでなく、取組みの過程への称賛も行う ・仲間同士で認め合う場を設定する

運動技能が高い生徒だけが楽しむ学習になっていませんか？運動技能の高い生徒だけが発言する話し合いになっていませんか？体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学習に取り組むことができるようにする工夫が必要です。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定及びその場での ICT 端末の活用が挙げられる。

（例）課題発見の場面

自分の目標を達成するために、理想の動き等とのズレ（違い）から課題を発見し、課題解決の方法を考える。

【授業の実際】

- ①自己の動きを撮影する。
- ②理想の動きと自己の動きを比較し、違いを見付ける。
- ③違いが生じる原因を分析し、解決のための方策を導き出す。

（留意点）

- ・動きを分析するための視点が必要（何に着目して動きを見ればよいか）
- ・動きを修正するための方法を選択する場の設定が必要

【参考】「児童生徒の1人1台の ICT 端末を活用した体育・保健体育授業の事例集」スポーツ庁 2022. 04

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1398875_00001.htm

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照



外国語活動・外国語（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

インプットを十分に取り入れた授業づくりに向けて

- ・適切な使用場面で、慣れ親しませたい表現や定着させたい表現を十分に音声で聞かせ、児童の気付きを引き出す活動を設定する。
- ・インプットした語句や表現を必然性のある場面で活用する言語活動を設定する。

言語活動を核とした授業づくりに向けて

- ・単元末の児童の姿や実際のやり取り等を明確化し、計画的に言語活動を単元に組み込む。
- ・他教科と関連付けるなど、児童が興味・関心をもち「伝え合う」ことへの意欲が高まる題材の選択や場面設定をする。
- ・英語の音声に慣れ親ませることで言語の意味や働き等が理解できるような活動を行う。
- ・自分の考えや気持ち等を互いに伝え合う活動を通して、最終的には、物怖じすることなく自分の英語で自己表現できる子どもを育成する。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■学習意欲を高め、主体性を引き出す授業展開の工夫</p> <p>児童の「伝えたい」「できるようになりたい」という学習意欲を高める工夫をする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの必然性のある言語活動を設定。 ・CAN-DO リストに照らして単元前に単元目標（単元ゴール）を児童と共有。 ・単元導入時、児童にとって身近な場面での自然な対話をモデルとして提示。 	<p>■中間指導の充実</p> <p>児童が単元目標を意識しながら活動に取り組めるように中間指導の充実を図る。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価や見通しのある学習を促すため、中間指導の場面で単元目標を再確認。 ・児童がつまずきを共有し、用いる表現や伝え方について話し合う場面の設定。 ・児童の困り感を解消するような、ねらいを明確にした練習場面の確保。 	<p>■単元前後の変容を称賛</p> <p>児童一人一人について、単元を通して何ができるようになったのかを見取る。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CAN-DO リストの目標に照らした振り返りの実施。 ・児童の発話を録音・録画するなどして、個の変容を単元前・中・末で見取り、具体的に称賛。 ・発話量だけでなく、発話の内容や正確性がどのように変容したかを評価。

2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定及び ICT 端末の活用が挙げられる。

（例）スピーチに向けた準備の場面 スピーチメモを、ICT 端末等を用いて作成する。

児童が自分の状態に応じて、メモの作り方を選択し、発表や練習の際に、話す内容を視覚や音声から想起するための手立てとする。

【授業の実際】 第6学年 夏休みの思い出をスピーチするための準備をする

メモの作り方の例

A 項目のみ
「行き先→大阪」「食べた→たこ焼き」等、話す項目のみを示す。

B 画像を使って
授業で実際に使用した絵カードを写真に撮り、語順に沿って並べたり、絵カードにない部分を書き足したりする。

C 音声を添えて
自信がない表現について、自分の声でそれを読み、音声や動画で記録したものをAやBに添える。



等 ※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

外国語（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

理解の領域	聞くこと	発話の全てを聞き取らせたり、特定の部分にとらわれたりするのではなく、目的や場面、状況等を踏まえて「必要な情報」「概要」「要点」を聞き取らせる。また、聞いたことに対して応じたり、考えを表現したりするなど、自然なコミュニケーションを意識した活動を行う。
	読むこと	未知語の意味や発音の指導、文法事項の説明に過度に時間を取ることなく、伝えられる意味内容に留意した言語活動を行う。「自分が必要な情報」「概要」「要点」等、目的に応じた読み取り方を指導する。書かれた内容を表現するための音読は、意味内容にふさわしく音声化する。
表現の領域	話すこと	やり取りは一定の型にこだわらず、即興的なやり取りの機会を十分に確保する。身近な話題や既習事項等を活用し、伝え合う活動を継続的に行うことで、生徒が伝えたいことを即興で表現できる範囲を徐々に広げていく。発表では、聞き手に配慮した分かりやすい表現になるよう指導を工夫する。
	書くこと	何のために、誰に対して書くのかという点を意識させるため、活動の目標や流れを明確にする。音声言語以上に正確さが重視されるため、目的に応じて、文構造や文法事項、構成等の指導を行うとともに、個に応じた手立てと学習集団全体への説明を織り交ぜ、徐々に正確に書けるよう指導する。

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■学習意欲を高め、主体性を引き出す単元構成の工夫</p> <p>生徒の「伝えたい」「できるようになりたい」という学習意欲を高める工夫をする。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒が適度な困難さを感じるような学習課題や言語活動を設定。 日本語と英語で表現が大きく異なる例を題材に設定。 複数の生徒に共通して見られる誤答を分析し、それらに関する言語材料に焦点を当てた言語活動を設定。 	<p>■問題解決の過程を組み込んだ言語活動の工夫</p> <p>生徒が問題を焦点化し、協働して解決に向かうことができるように言語活動を工夫する。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動中のつまづきを想定し、予め教える内容と気付きを促す内容を選別。 活動に至るまでに問題解決のヒントとなる知識やスキルを復習する場面の設定。 生徒がつまづきを共有し、問題解決に向けてグループや全体で話し合う場面の設定。 	<p>■単元前後の変容を称賛</p> <p>生徒一人一人について、単元を通して何ができるようになったのかを見取る。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> CAN-DO リストの目標に照らした振り返りの実施。 生徒の発話を録音・録画するなどして、個の変容を単元の前後で見取り、具体的に称賛。 生徒が自身の英語力の伸びを実感できるよう、客観的指標やデータを基にしたフィードバック。

2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場面の設定（及びその場での ICT 端末の活用）が挙げられる。

（例）**教科書本文の音読場面** 個の課題に応じて、音読練習の条件を選択する

デジタル教科書を用いて、Retell や自己表現の前段階として、音読からシャドーイングへと段階的に個別練習を行うことで、表現の定着を図ることができる。

【授業の実際】

- 1 教師は、音読の設定時間とマスキングの割合を生徒と共有する。
（苦手な生徒も意欲的に取り組めるように割合を設定。 例…25%以上 等）
- 2 生徒は、個の目標や課題に応じて、再生速度、マスキングの割合を選択する。
（マスキングの選択肢…動詞/名詞/新出語句/ランダム 等）
- 3 生徒は、自分の目標回数を設定し、端末上で練習する。
- 4 音読チャレンジを行い、生徒は時間内に何回通り音読ができたかを記録する。
- 5 シャドーイングを行い、Retell や自己表現の活動につなげる。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

特別の教科 道徳

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

特別の教科 道徳では、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目指す。※（ ）内は中学校

- 主体的：「問題意識をもつ」「自分との関わりで捉えて考える」「自らを振り返る」
- 対話的：「多面的・多角的に考える」
- 深い学び：「自己の（人間としての）生き方について考えを深める」

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■自分自身との関わりの中で考えられるような導入の工夫</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等でクラスの実態と教材とを関連付ける ・教材のエピソードを学校生活等と関連付ける。 ・運動会等の学校行事の時期に合わせて関連の深い教材を学ぶ。 	<p>■多面的・多角的な見方へと発展させるような問い返し</p> <p>◇手立ての例</p> <p>子どもの発表に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どうして、(人物の行動)ができたんだろうね」と視点を提示する。 ・「○○についてあなたは、どう思う？」と違う立場や考えを理解させるように促す。 	<p>■生き方について考えを深めた事を認め励ます</p> <p>◇手立ての例</p> <p>認め励ましたい様相</p> <p><価値理解>教材から内容項目の様子を考えている。</p> <p><自己理解>自分の行動を振り返って考えている。</p> <p><人間理解>行動に移すことの難しさに気付き、どんなことができるか考えている。</p>

※評価は、下記のポイントでよさを認め、子どもの成長につなげましょう。

- ・一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうか。
- ・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうか。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定（及びその場での ICT 端末の活用）が挙げられる。

(例) 自分の考えや立場を練り上げる場面 考える時間・他者の考えに触れる時間の確保
自分の考えをもった上で、他者の考えに触れ、それを選択して取り入れることで道徳的価値をより深める。

【授業の実際】

(手立て) 登場人物の立場で自分ならどうするのかをポジショニングさせて学級全体の傾向を視覚化する。

(期待される効果) 他者の考えとの異同を視覚化することで、気になる考えの根拠を聞いてみたいという気持ちを引き出す。そうすることで、根拠を聞いた後、どの考えを取り入れるかを選択し、自分自身との関わりの中でより考えを深めることができる。また ICT 端末を活用することで、人前で話すことが苦手な児童生徒も自分の考えを示すことが可能となる。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

総合的な学習の時間

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

総合的な学習の時間では、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す。

【『小・中学校学習指導要領解説（総合的な学習の時間編）「改訂の趣旨」』を踏まえた課題】

- ・総合的な学習の時間と各教科等の相互の関わりを意識し、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントの推進
- ・探究のプロセスを通じた一人一人の資質・能力のより一層の向上

「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせないで	認め励ます
<p>■目標を実現するにふさわしい探究課題を設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題 ・地域や学校の特色に応じた課題 ・児童生徒の興味・関心に基づく課題 <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実社会や実生活に関わる内容を取り上げる。 ・事前の計画に必要以上に縛られない柔軟で闊達な授業を展開する。 	<p>■「考えるための技法」が活用されるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者と協働して問題を解決しようとする学習活動 ・言語により分析し、「まとめ表現」する学習活動 <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が試行錯誤しながら着目点を考えられるよう支援を工夫する。 ・児童生徒の習熟の状況等を踏まえ、紙（カード、付箋紙）などで可視化、操作化する。 	<p>■具体的な児童生徒の姿から評価規準を設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼される評価の方法 ・多面的な評価の方法 ・学習状況の過程を評価する方法 <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間や単元のまとまりを通して、一定程度の時間数の中において評価する。 ・探究の過程を通してどのように学んだかを見取る。 ・一人一人が学習を振り返る機会を適切に設定する。



総合的な学習の時間の学習指導の第一の基本は、学び手としての児童生徒の有能さを引き出し、児童生徒の発想を大切に、育てる主体的、創造的な学習活動を展開することです。

2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場（及びその場でのICT端末の活用）の設定が挙げられる。

（例）課題の設定⇒**情報の収集**⇒整理・分析⇒まとめ・表現

特に総合的な学習の時間では、体験を通じた感覚的な情報の収集が大切であり、そうした情報こそが児童生徒の真剣な探究的な学習活動を支える。

【授業の実際】『身近な川の環境について』

- パケットを使って**数値化した情報**を集める
- 文献を調べたり、インタビューをしたりして**言語化した情報**を手に入れる
- 実際に体験活動を行い、「汚い」「くさい」といった**感覚的な情報**を獲得する など

※個別最適な学びの概要は7、8頁参照

特別活動（小・中）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力の育成を目指す。

→ 学校や学級の課題を見いだし、よりよく解決するため、話し合って合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。

↑
「個を活かす協働的な学び」の実現 「個に応じたきめ細かな指導」の充実

「授業づくりの三訓」を生かして（例）

しかけて待って	語らせつないで	認め励ます
<p>■子どもたち自身の課題にすること 学校や学級の課題を見いだすときに、教師が課題を設定したり誘導したりすると、自分事にならず「やらされた」合意形成になることも。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの成果と課題をもとに、子どもたちなりの課題意識を引き出す。 「1人1台端末」を活用し個々の課題意識を引き出し、共有していく。 	<p>■話し合う目的やゴールの共有 「何を解決するための話し合いか（目的）」「どうなれば解決と言えるか（ゴール）」を全員で共有できていること。ゴールを共有できているからこそ、そこを足場にして異なる他者と合意形成できる。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題が解決された状態を、具体化したり、数値化したりするなどしてゴールイメージを共通理解する。 	<p>■キャリア・パスポートの活用で具体的に</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一人一人のよさや可能性を積極的に認めること ◆資質・能力の成長を、各個人の活動状況をもとに評価していくこと <p>これらを見取るツールがキャリア・パスポートになる。</p> <p>◇手立ての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り返りを見通しとつなげて表現させる。 ・結果より過程（乗り越えたこと等）を表現させる。

「PDCAサイクルを子どもたちが納得しながら回していけるように支援をすること」が、子どもたち主体の特別活動を充実させる中での教師の役割です。



2 「個別最適な学び」を実現させるためのヒント

今後、求められる「個別最適な学び」の学習活動の一例として、子どもたちが自ら選択する場の設定（及びその場での ICT 端末の活用）が挙げられる。

（例）まとめ・表現の場面 キャリア・パスポートに残す記録を自分で選ぶ

キャリア・パスポートは、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオである。日々積み重ねられている活動の記録をもとに取捨選択・再編集を行い、各学年5枚以内で作成する。キャリア・パスポートとして残す記録を取捨選択する場面で、どの記録を残すかを自分自身で選ぶことで、どの活動から何を学んだか自らの成長を振り返り、自身の変容を語るができるようになることが期待できる。

【授業の実際】学年（学期）を振り返ろう（学級活動）

- ・本学年（学期）までの記録の蓄積から、自分が一番成長したと思う活動の記録を選ぶ（学年の振り返りの場合は4枚以内）。
- ・その活動から自分はどんなことを学んだか、どう成長したかをキーワードにまとめる。
- ・キーワードをもとにグループで対話し、他者からコメントをもらう。
- ・最後に、対話した内容をもとに、本学年（学期）で学んだこと、進学先や次学年（次学期）でがんばりたいことなどを、キャリア・パスポートとして1枚にまとめる。

※「個別最適な学び」の概要は7、8頁参照

第2章

豊かな心、多様性を尊重する心の育成
共感的理解に基づく生徒指導の充実

1 道徳教育の充実

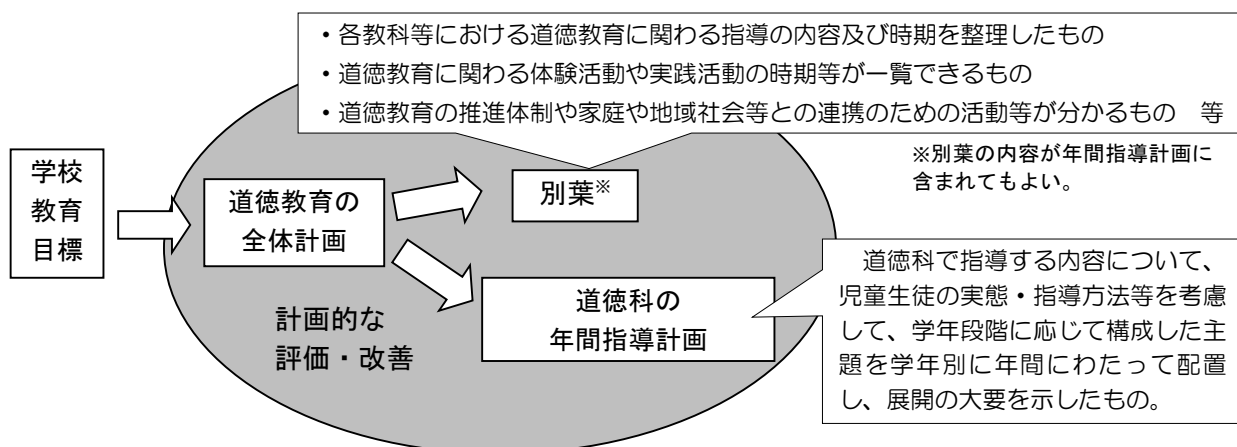
規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信等の自尊意識や他者への思いやり等からなる道徳性を育むため、道徳科の授業の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む道徳教育を推進する。

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う指導の工夫

- ◇道徳科、各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行う。（道徳科の授業での補充・深化・統合による道徳性の育成）
 - ・児童生徒の発達の段階や特性を踏まえた指導内容の重点化
 - ・全体計画、別業、年間指導計画に基づいた道徳教育の確実な実施
 - ・豊かな体験活動との関連を図った指導の充実
 - ・1人1台端末や「新ふるさと心（デジタル教材）」によるICTの有効活用

全教職員の協力による道徳教育の展開

- ◇学校教育目標の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が指導力を発揮し協力して道徳教育を展開する。
 - ・道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教職員が参画する体制の具体化
 - ・全体計画、別業、年間指導計画の作成と、校内の研修体制の充実



家庭、地域社会との効果的な連携

- ◇家庭、地域社会との連携を図る道徳教育に関わる取組等、各学校が創意工夫し、地域ぐるみで子どもを育てる道徳教育の充実を図る。
 - ・道徳の授業公開、教科書や「新ふるさと心（デジタル教材）」の家庭での活用、自校の道徳教育を紹介するたより等の発行等、家庭や地域社会との連携を図るための工夫
 - ・「いのちのせんせい」等、地域の人材を招いての学習の実施
 - ・家庭と連携して行う活動や地域の特色を生かした活動等の推進

■主な事業

○豊かな心を育てる事業

- ・「いのちのせんせい」派遣事業：命を守り、命を大切にする意味について語る「いのちのせんせい」として助産師、消防職員、獣医師、介護福祉士、手話通訳士、セラピードッグトレーナーを希望校に派遣する。
- ・道徳教育指導力向上研修講座：道徳教育を推進する上での課題について認識を深め、各学校における道徳教育の推進を図る。

- 郷土に誇りを持つ教育の推進事業：児童・生徒の郷土愛を育む教材（かがわふるさと百人一首）の活用やふるさと香川の「ひと・もの・こと」を取り上げた参加体験型学習の充実を図る。

「特別の教科 道徳」の評価について

【道徳科の評価の在り方】

- 数値による評価ではなく、記述式とすること
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
 - ※ 大きくくりなまとまりとは、学期や年間でのまとまりのこと。「A 主として自分自身に関すること」などの内容項目のまとまりではない。
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと
- 学習活動において児童生徒がより**多面的・多角的な見方へと発展**しているか、道徳的価値の理解を**自分自身との関わり**の中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

平成 28 年 7 月 「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/15/1375482_2.pdf



Q. 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させている子どもの姿とは、どのようなものですか？

A. 具体的な例として、次のような児童生徒の姿が考えられます。

- ・道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を、様々な視点から捉え考えようとしている。
- ・自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしている。
- ・複数の道徳的価値の対立が生じる場面において、立場によって取り得る行動が違うことの背景を考えようとしている。



Q. 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めている子どもの姿とは、どのようなものですか？

A. 具体的な児童生徒の姿として、次のような例が考えられます。

- ・読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしている。
- ・現在の自分自身を振り返り、自らの行動や考えを見直していることがうかがえる部分に着目している。
- ・道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解をさらに深めている。
- ・道徳的価値を実現することの難しさを自分のこととして捉え、考えようとしている。

■関連資料

- 教育基本計画指標（県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和 7 年度の目標
「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校 5 年生 77.2% 中学校 2 年生 76.1%	現状を上回る水準

- 平成 31 年 2 月 「道徳科の授業づくりと評価」リーフレット

【理論編】



https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/1_leaf-riron_1.pdf

【実践編】



<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/doutokuhyoukajissen2>

2 自己指導能力の獲得を支える生徒指導

生徒指導の目的は、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」（生徒指導提要）である。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を児童生徒一人一人が身に付けることが重要である。

自己存在感の感受

- ◇学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感する機会を用意する。
 - ・自己肯定感や自己有用感の育成
 - ・一人一人の内面の変化に気付けるきめ細かい日常観察と記録の情報共有
 - ・アンケート調査や教育相談を活用した児童生徒の悩み等に組織で対応
 - ・進学時の不安・悩み等をはじめとした児童生徒の内面に対する共感的理解
 - ・児童生徒の特性や背景に応じた適切な指導等による信頼関係の構築

共感的な人間関係の育成

- ◇自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を構築する。
 - ・支持的で創造的な学級・ホームルームづくり
 - ・学級内の対人関係及び集団活動・生活をする際のルールづくり
 - ・児童生徒が相互に認め合うリレーションづくり
 - ・異学年連携や異校種間連携、地域との連携等を図るネットワークの構築

自己決定の場の提供

- ◇自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等、体験の場を充実する。
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
 - ・特別活動を中心とした児童生徒の決定が反映される生活づくり
 - ・自己決定したことを自ら振り返り、よさを称賛し合える場づくり

安全・安心な風土の醸成

- ◇児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する。
 - ・互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土づくり
 - ・教職員による児童生徒への言動等の配慮

■ 関連事業等

- 「いじめゼロ子どもサミット（セミナー）」「心の交流事業」「13歳の自律教室」「非行防止教室」
- 「スクールカウンセラー配置事業」「スクールソーシャルワーカー配置促進事業」
- 「スクールサポートチーム派遣事業」「スクールロイヤー相談事業」「不登校支援ネットワーク事業」
- 「学校支援アドバイザー活用事業」「学生ボランティア派遣事業」「かがわマナーアップリーダーズ活動」
- 「いじめ相談電話24時間体制事業」「インターネット有害情報対策事業」「不登校対策スーパーバイザー活用事業」
- 「小中（中高）生徒指導担当教員連絡協議会」「『チーム学校』連絡協議会」「学校・警察相互連絡制度」
- 「香川県いじめ防止基本方針」「いじめ問題対策連絡協議会」「香川県不登校児童生徒支援協議会」
- 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

■ 関連資料

【生徒指導提要】



- 教育基本計画指標（県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
「自分には、よいところがあると思いますか」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.2%	小学校5年生 72%
	中学校2年生 66.4%	中学校2年生 67%

◆生徒指導提要 文部科学省 (https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf) QRコード上記参照

3 体験活動等の推進

宿泊学習等の自然体験やボランティア活動等の社会体験などを通じて、主体的に課題に挑戦したり、多様な他者とともに物事を進める喜びや充実感を体得したりすることで、豊かでたくましい心身を育み、自然を尊ぶ心や社会奉仕の精神を培う。

体験を重視した教育課程の編成

◇カリキュラム・マネジメントの視点から指導内容の精選を図るとともに、指導形態、1単位時間や授業時数の運用などに創意工夫を加え、指導計画において体験活動を適切に位置付ける。

- ・小・中・高を見通して系統立てた体験活動の計画
- ・道徳科における体験の生かし方を工夫した指導の充実
- ・特別活動における集団活動による体験的な活動の充実
- ・総合的な学習の時間における体験を通して課題を追究する活動の充実
- ・各活動のねらいを達成するための事前・事後指導の充実(体験の言語化を促進)

ボランティア活動の充実

◇地域社会の一員であることの自覚を促すボランティア活動の機会を創出する。

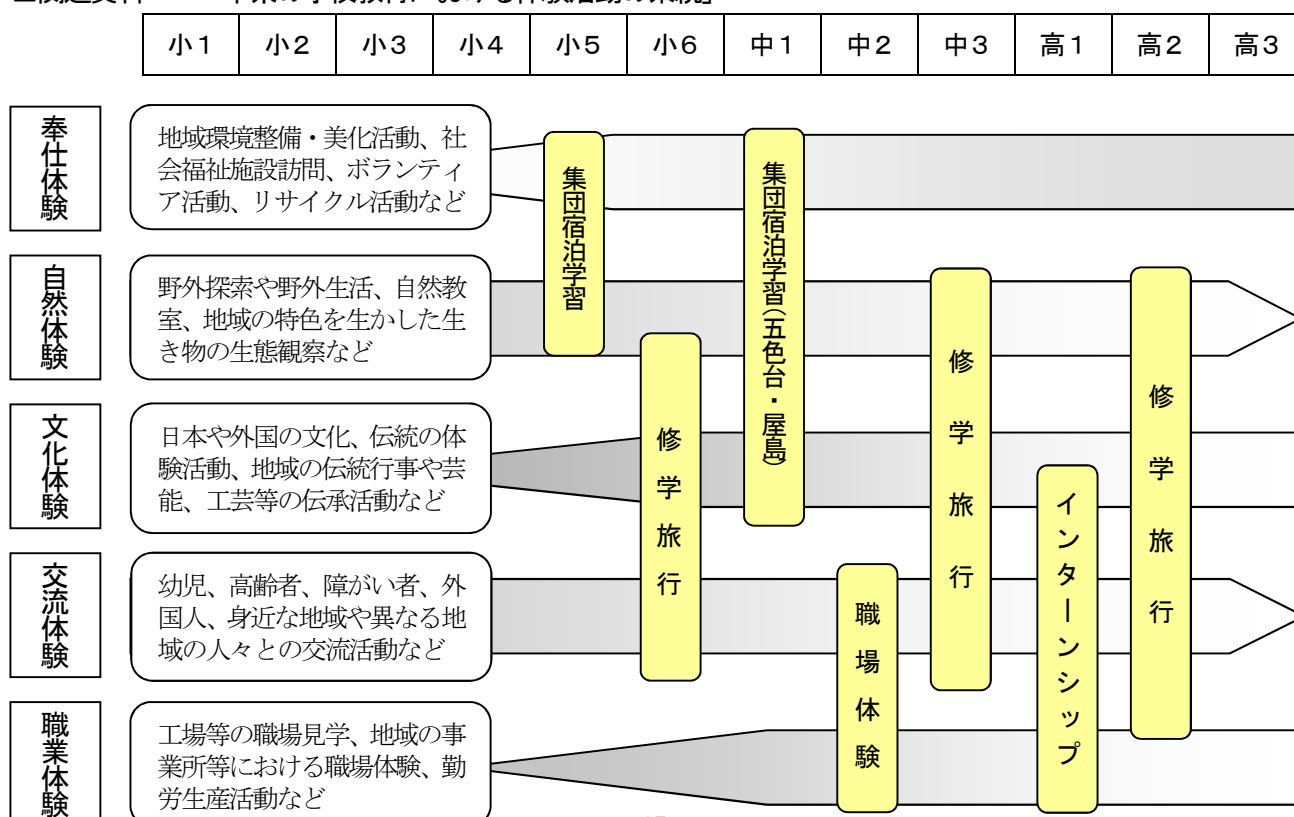
- ・家庭や地域と連携を深め、地域の人々との幅広い交流ができる工夫
- ・地域のニーズに応じた活動の推進、活動の様子を地域社会へ発信

児童生徒の自主的・自発的な活動の重視

◇学級・学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、児童生徒が自主的・自発的に活動できるよう工夫する。

- ・児童生徒の発意・発想に基づき、児童生徒が活動計画を作成し、活動できる展開の工夫
- ・仲間と協力して活動を進めることができた喜びや計画したことが実現できた満足感を味わい、自己や仲間のよさや可能性に気づき、自信をもつ場の充実

■関連資料 「本県の学校教育における体験活動の系統」



4 文化芸術活動の充実

児童生徒の文化芸術活動を奨励し、学校における特別活動等の時間を使って、優れた舞台芸術や美術に関わる方を招へいするなどして、文化芸術を鑑賞したり体験したりする機会の充実に努める。

学校教育における文化芸術活動の推進

- ◇教育課程の中で各教科や領域の学習を相互に関連させながら文化芸術活動の推進を図る。
 - ・社会科や総合的な学習の時間を活用した、伝統文化を調べたり体験したりする機会の充実
 - ・学校における優れた舞台芸術体験や映画鑑賞の機会の充実
 - ・文化活動の成果を発表する機会の充実及び中学校の文化部活動の活性化
 - ・瀬戸内国際芸術祭をはじめとする地域における文化芸術活動への参加

県立文化施設等を活用した子ども向け事業の充実

- ◇各種体験事業等を通して、子どもたちが芸術やスポーツ等にふれる機会の充実に努める。
 - ・県立ミュージアムや漆芸研究所等の県立文化施設の活用
 - ・県民ホールにおけるジュニア・オーケストラの育成や芸術大学と連携した公開レッスンの実施
 - ・スポーツ施設におけるトップレベルの競技の参観及びトップアスリートによる指導機会の提供

5 環境教育の推進

身近な自然や地域社会での様々な体験活動を通して、児童生徒の環境に対する豊かな感受性を培い、環境の保全や資源の有効活用等、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を育成する。

環境に対する豊かな感受性や持続可能な社会の構築に向けて行動する実践力の育成

- ◇児童生徒の発達段階に応じ、環境に関する学習や体験活動を工夫する。
 - ・環境に対する豊かな感受性を育む自然体験の充実
 - ・環境教材「さぬきっ子環境スタディ」（Webサイト掲載）を有効に活用するなど、自然との関わり方を身近なところから見つめ直す活動の工夫

※「さぬきっ子環境スタディ」は、地球温暖化やエネルギー問題など地球規模の環境問題について、身近な生活を見つめ直すことを通して、子どもたちが主体的に行動できるよう開発された香川県独自の環境学習教材です。

香川県教育委員会 HP にスライド教材を提示

- 第1弾 地球温暖化編
- 第2弾 エネルギー編
- 第3弾 香川の仕事編
- 第4弾 3R編



- ◇地域、社会施設、関係機関等との連携を図り、教育活動全体を通じた環境教育を推進する。
 - ・ねらいや重点を明確にした環境教育の指導計画の工夫
 - ・各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における、環境に関する学習の充実
 - ・地域の自然や施設、関係機関等を活用した環境に関する学習の充実

■主な事業

- 「チャレンジ！グリーン活動」推進事業（令和5年度参加校 26校）
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/gimukyoiiku/gakko/kannkyou/green/kfvn.html>



6 人権・同和教育の推進

学校(園)における推進体制を確立するとともに、人権・同和教育を教育計画に位置付けた上で、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質を生かしながら、教育活動全体を通じて人権・同和教育を推進する。

指導内容や方法の工夫、改善

- ◇人権問題を主体的に解決する実践力を育成する。
 - ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨に沿い、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成の両立を目指した指導内容や方法の工夫・改善
 - ・人権感覚の育成に効果的な参加体験型学習の推進

自尊感情の育成と仲間づくりの推進

- ◇人権が尊重されている教育の場としての学校・学級の基礎を培う観点に立った自尊感情の育成と仲間づくりの充実を図る。
 - ・自己をかけがえのない存在として認識できる指導の充実
 - ・人権が尊重され、安心して学ぶことのできる環境づくりの工夫
 - ・互いに認め合い、高め合うことのできる仲間づくりの推進

課題のある幼児児童生徒への支援

- ◇課題のある幼児児童生徒個々の自己実現に向けた支援を行う。
 - ・学ぶ側の立場に立った分かる授業と支援の充実
 - ・課題の背景にある要因の多面的な分析とそれに基づいた全教職員による一体的な指導の推進
 - ・将来の夢や希望を育むための体験的な取組みの充実

教職員研修の充実と評価の実施

- ◇校(園)長のリーダーシップのもと、全教職員が一体となって取り組む体制を確立する。
 - ・全教職員の人権感覚を高める校内研修の工夫
 - ・「人権・同和教育教職員ハンドブック」、「人権・同和教育学習教職員リーフレット」等を活用した研修や校(園)外での研修の推進
 - ・人権・同和教育推進状況調査の結果等を活用したPDCAサイクルの構築

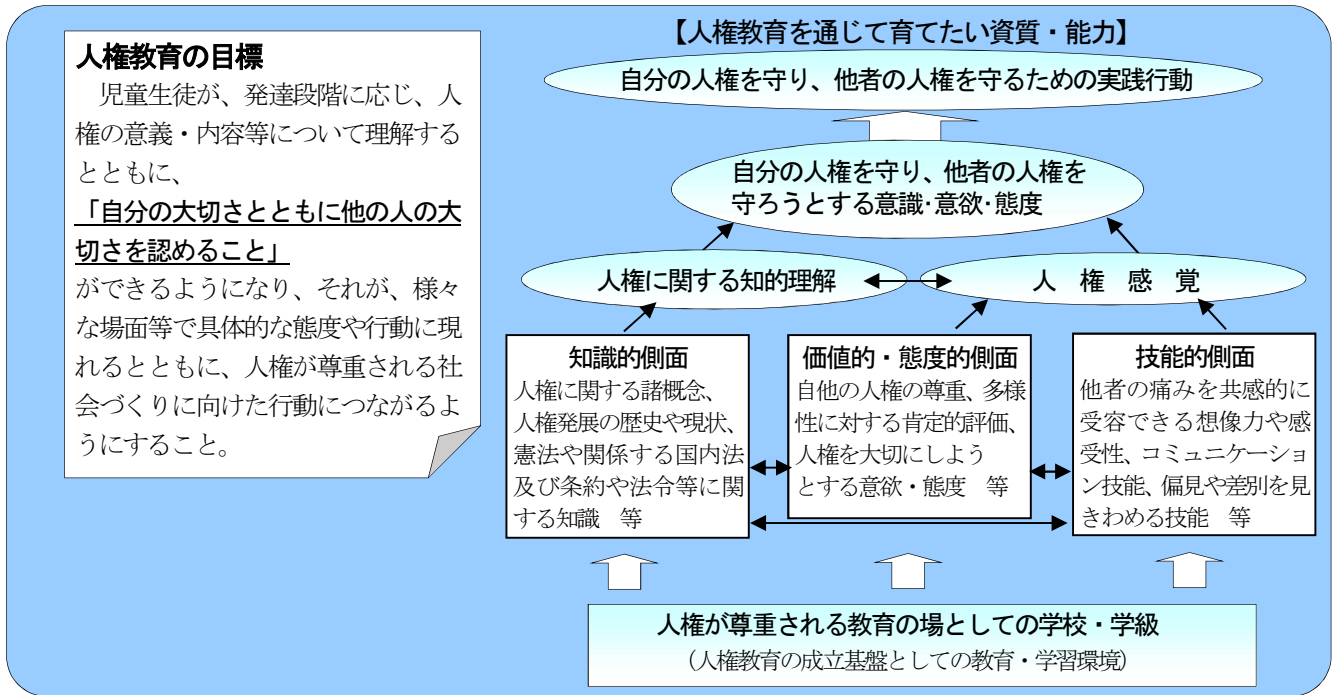
家庭・地域、関係機関及び学校(園)間の連携の強化

- ◇心豊かでたくましい幼児児童生徒を共に育てる環境をつくる。
 - ・長期的な展望に立った家庭・地域、関係諸機関との連携の強化
 - ・幼児児童生徒の実態を踏まえた学校(園)間の連携の強化
 - ・人権に関する授業や人権集会等の積極的な公開と地域人材の活用

■主な事業

- 人権・同和教育若年教職員パワーアップ研修事業
 - ・採用されて15年以内の若年教職員を対象に、当事者による講話や授業力向上のためのワークショップ、同和教育問題を主題とした指導案の作成・模擬授業の実践等を通して、人権・同和教育の指導力向上を図る。
 - 令和6年度 7月29日(月)、8月6日(火)、8月20日(火)、12月25日(水)
- 人権・同和教育出前講座事業
 - ・学校(園)や市町に対して、人権・同和教育課の職員を派遣し、研修会等の指導及び助言、講話・講演等を通じて、人権・同和教育の推進を図る。
- 人権・同和教育指導資料作成事業
 - ・授業で活用できる読み物資料とその展開例を作成・提供し、人権・同和教育の推進を図る。
 - 人権・同和教育指導資料(中学校編)平成31年3月改訂
 - 人権・同和教育指導資料(小学校編)令和2年3月改訂
- 人権・同和教育視聴覚教材(DVD・ビデオ)購入・貸出
 - ・人権・同和教育に関する教材を購入し、学校や市町(学校組合)教育委員会へ貸し出し、教育・啓発に利用する。

I 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方 ⇒「指導等の在り方編」p4～

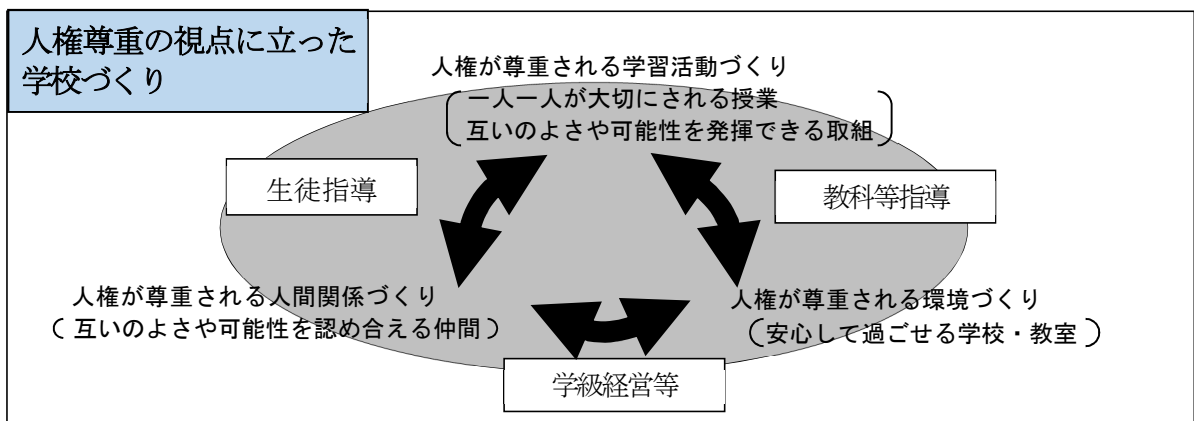


【参考1】 隠れたカリキュラム ⇒「指導等の在り方編」p9

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘があります。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものです。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分です。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのです。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要です。

II 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進 ⇒「指導等の在り方編」p10～



【参考2】 効果のある学校 (effective school) ⇒「指導等の在り方編」p16

今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められています。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っています。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実一人一人の存在や思いが大切にされるといふ状況が成立していなければならないからです。

Ⅲ 人権が尊重される授業づくりの視点例 ⇒「実践編」p3～

視 点	ね ら い	ポイント・留意点
自己存在感を持たせる支援を工夫する	「授業に参加している」という実感を持たせる	○座席の工夫や発問・応答の工夫 等
	「自分が必要とされている」という実感を持たせる	○一人一人が活躍する場の工夫 ○協力して活動できる場の工夫 等
	教師自身が一人一人を大切にす姿勢を示す	○発言しない児童生徒への適切な支援 等
共感的人間関係を育成する支援を工夫する	「自分が受け入れられている」と実感ができる雰囲気をつくる	○互いを尊重し合う人間関係づくり ○自由に発言できる雰囲気づくり 等
	「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる	○他者に学ぼうとする態度の育成 ○異なる意見を理解する技能の育成 等
自己選択・決定の場を工夫して設定する	学習課題や計画を選択する機会を提供する	○学習の見通しをもてる支援 等
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する	○多様な教材・教具の準備 等
	学習方法を選択する機会を提供する	○実態を踏まえた学習方法の提示 等
	表現方法を選択する機会を提供する	○多様な表現方法の提示 等
	学習形態や場を選択する機会を提供する	○学習形態や活動の場を多様に提示 等
	振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する	○学習成果のまとめ方を多様に提示 等

Ⅳ 人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例 ⇒「実践編」p5～

取 組	内 容
人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり	○学級組織（係）ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。 ○学習の成果物（作品等）を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価（自己評価、他者評価）、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。 等
課題意識を高める場づくり	○問題意識を喚起するような情報を教師が意図的に掲示する。 等
発見の喜びを味わえる場づくり	○児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問や怒りを感じたことを級友に知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。 等
創造する喜びを味わえる場づくり	○共同作業をすることのできる作業台（広めの机）を設置したり、筆記具・文房具を常備したりして、自発的・創造的な協働作業を促す。 等

Ⅴ 授業等で配慮したいポイント例（人権尊重の視点から） ⇒「実践編」p81

場 面	内 容
児童生徒の呼名	子どもによって異なる呼び方が不公平感等を与えていないか
座席替えやグループ決め	くじびき、名簿順等で決めたり、児童生徒同士で決めさせたりしていないか
教室での指名	日付順、席順、名簿順、物理的条件等によって指名していないか
机間(個別)指導	机間指導の仕方に偏りがいないか
児童生徒の言動等に対する改善点の指摘	特定の児童生徒への改善点の指摘を、他の児童生徒に求めているか
時間配分・進行管理等の判断	教員自らの判断を曖昧にしていないか

■関連資料

○教育基本計画指標（人権・同和教育推進状況調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	61.2%	100%

○人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]（平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）

https://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

(指導の在り方編)

(実践編)

○県教育委員会作成資料（香川県教育委員会事務局人権・同和教育課HPより）

◆人権・同和教育教職員ハンドブック「みんなですすめる人権・同和教育」

◆人権・同和教育問題学習教職員リーフレット「『人権意識を学ぶ』授業から『実践行動を学ぶ』授業へ」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/dowakyoiku/syokai/organization/kfvn.html>

7 いじめや暴力の未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることや学校が認知できていないものもあり得ることを十分に認識し、「香川県いじめ防止基本方針」にしたがって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、学校組織全体で取り組むことが大切である。また、暴力行為については、児童生徒一人一人の特性を共感的に理解し、組織的対応等について共通理解を図るとともに、児童生徒の規範意識や道徳性・社会性が高まるよう教育活動の充実に努めることが大切である。各学校においては、その学校固有の生徒指導に関する課題について全教職員が共通理解を図るとともに、課題に対して組織的、機能的に対応できる指導体制の構築を目指す。

児童生徒理解の深化

- ◇学校の教育活動全体を通じて、全教職員で児童生徒を多面的・共感的・総合的に理解し、的確な把握に努めることにより、児童生徒理解の深化を図り、児童生徒との信頼関係を築く。
 - ・児童生徒の生徒指導上の問題行動等を把握し、全教職員での共通理解
 - ・学校間や校種間において生徒指導上の情報を共有し、問題行動等の未然防止を目指した効果的な連携の推進

人間関係づくりと自己指導能力の育成

- ◇自己の生き方に向き合い、自己実現を達成するために、社会や集団の変化に対応しながら主体的に自己の判断、責任において自らの行動を決定していく能力の育成を目指す。
 - ・学級や学年、学校の枠を超えた児童生徒の交流活動の充実
 - ・学校教育活動全体を通して、児童生徒の自発的、自治的活動の推進

生徒指導体制の充実と関係機関等との連携

- ◇問題行動等に対する危機意識を持ち、全教職員による校内指導体制の構築を図るとともに、SNS等の利用による交友関係の広域化や、心理面に関する専門的な判断の必要性等、学校だけでは対応できない問題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートチーム等を活用しながら、実態に応じて警察や児童相談所等の関係機関と連携し、生徒指導体制の充実に努める。
 - ・学校だけでは対応が難しい生徒指導上の課題について、「チーム学校」として、心理や福祉、司法等の専門スタッフ（SC、SSW、SST等）を効果的に活用し、ケース会議を行う等、対策を協議
 - ・教職員の教育相談に関する研修や校内組織の見直しを行う等、問題行動の未然防止や早期発見、早期対応に向けた教育相談体制の充実
 - ・「学校いじめ防止基本方針」に則った組織対応と記録、必要に応じた基本方針の見直し・改善
 - ・非行防止や立ち直り支援、再非行防止等を目指した関係機関との緊密な連携

■関連資料

- 教育基本計画指標（県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 86.9% 中学校2年生 82.5%	現状を上回る水準

- 県教育委員会作成リーフレット等

- ◆ 「子どもは待っています 先生のあたたかい手を～暴力行為を起こす児童生徒の立ち直りに向けた望ましい支援～」

(https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/tachinaori_1.pdf)



8 不登校児童生徒への支援

不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものであるため、登校していない状態を問題行動と受け取られないよう配慮する必要がある。児童生徒が登校したくなる魅力的な学校づくりなど未然防止の取組を進めるとともに、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すことが大切である。

「子ども理解」を深める

◇児童生徒の心情を様々な面から見つめ、不登校につながる恐れのある要因について把握する。

- ・ 日常の授業や活動における行動観察

「子ども理解」の機会

児童生徒と談笑できる休み時間や放課後
 がんばりを見つけて認めることができる日々の授業
 集団の中での状況が見えてくる班活動や学級活動
 別の一面が見えてくる児童会・生徒会活動や異学年交流、部活動 等

- ・ 連絡帳やカード等のコミュニケーションツールの活用
- ・ 普段の学校や家庭の様子について、保護者との情報交換
- ・ ICTを活用した健康観察

「チームの力」を発揮する

◇支援の必要な児童生徒について、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な支援策を策定する。

- ・ 職員間での日常的な情報交換
- ・ 新たな不登校を生まない環境づくりや早期発見、早期対応の取組
- ・ 教育相談担当や専門職員を軸とした相談体制の充実

【スクールカウンセラー】

児童生徒や保護者とつながることで、課題の早期対応を図る
 心の専門家として、児童生徒のSOSを受け止める

【スクールソーシャルワーカー】

児童生徒の生活全体を視野に入れ、家庭、学校、地域をつなぐ
 福祉の専門家として、児童生徒が安心できる生活環境をつくる

- ・ 学校外の関係機関や専門機関との連携による支援

見通しをもって粘り強くかかわる

◇不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けて、適切な支援や働きかけを通して、児童生徒との信頼関係を築くよう努める。

- ・ 接続する小・中学校間における情報共有等の一層の充実
- ・ 心理や福祉等の専門家によるアセスメント
- ・ 社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援

■関連資料

○教育基本計画指標（県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
「学校に行くのは楽しいと思う。」との質問に「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 78.4%	小学校5年生 83.0%
	中学校2年生 77.3%	中学校2年生 82.3%

○文部科学省通知（令和4年6月10日付）

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(文部科学省HPより)

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/001/toushin/mext_01151.html)



○県教育委員会作成リーフレット

「ありのままの自分でいられる学級をどの子にも～不登校対応、今、大切にしたい『3つのアプローチ』～」

(https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/ri_furetto_1.pdf)



9 インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒においても、インターネットがコミュニケーションや情報検索の日常的な手段として定着している。また、生成AI等の新たな情報技術も急速に普及しつつある現状において、これからの情報化社会を生きていくうえでも、インターネット等の多種多様で膨大な情報の中から有害な情報を除きながら、ルールやマナーなどを守り、主体的に、正しく利用する力が求められている。このため、児童生徒のインターネットの適正利用に関する知識の習得や情報モラルの育成とともに、ネット・ゲーム依存の予防対策を推進する。

情報モラルの育成と有害情報対策等の推進

◇著作権の尊重や個人情報の保護など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育てるとともに、インターネット上の違法・有害情報等に適切に対応できるようにするため、情報モラルの指導やメディアリテラシー教育の充実に努めるほか、インターネット上の有害情報から児童生徒を守るための対策を、総合的かつ横断的に推進する。

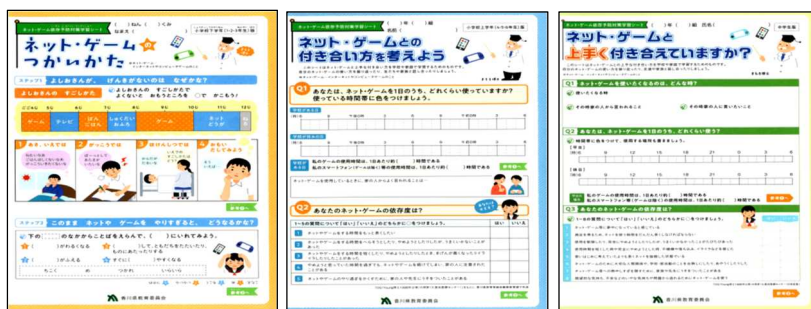
- ・情報モラルの指導やメディアリテラシー教育の充実、教職員への研修
- ・インターネットの利用に関する安全教室等の活用
- ・トラブルの発見、早期対応
- ・保護者への啓発の充実

ネット・ゲーム依存予防対策の推進

◇ネット・ゲームの適正な利用について、各家庭におけるルールづくりの必要性に関する理解が深まるよう、子どもへの指導及び保護者への啓発を行う。

◇ネット・ゲーム依存予防をはじめ、スマートフォン等の適正利用を推進するため、保護者に向けた学習機会の提供や啓発資料の配布などを通して、保護者自身が子どものインターネット利用や、子どもとのかかわり方について考えることを働きかける。

- ・「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」の活用による家庭でのルールづくりの推進と振り返りによるフォローアップ
- ・「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」の活用等による予防対策の推進、依存傾向にある児童生徒の早期発見、早期対応
- ・保護者向けの動画教材、啓発冊子等の活用の推進
- ・医療機関をはじめとした関係機関との連携の推進



■関連資料

- 教育基本計画指標（県学習状況調査質問紙調査）

【 ネット・ゲーム依存予防対策学習シート 】

指 標	現 状	令和7年度の目標
「携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを使う場合、家の人と決めた使用ルールを守っていますか」との質問に、「守っている」または「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 72.5% 中学校2年生 60.6%	小学校5年生 75% 中学校2年生 66%

- 「イマドキさぬき思春期（親子で考えよう！スマホとの正しい付き合い方）」

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/14861/imadoki.pdf>)



- ネット・ゲーム依存予防対策学習シート及び展開例

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/gimukyoiku/syokai/sonota/internet/gakusyusheet.html>)



- 「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/kyoisomu/syokai/sonota/internet/index.html>)



第3章

未来を支える健やかな体づくりの推進

1 体力づくりの推進

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素である。

体育科、保健体育科の授業充実

- ◇心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ、「体づくり運動」の学習を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識できるようにする。
- ◇「体づくり運動」以外の運動に関する領域においても、学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるようにする。
 - ・運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けることができるようにする。
 - ・各種の運動を適切に行うことにより、その結果として体力の向上を図ることができるようにする。
 - ・自己の体力や体の状態に応じた高め方を理解するとともに、学習したことを家庭などで生かすことができるようにする。(小学校)
 - ・自己の体力の状況を捉えて、目的に適した運動の計画を立て取り組むことができるようにする。(中学校)

体力づくり活動の推進

- ◇教育活動全体や実生活を通して、体育活動が計画的・継続的に実践される指導計画を工夫し、発達の段階を踏まえて基礎的な体力の向上を図る。
 - ・「体力向上プラン」については、「新体力テストの数値」、「運動に対する意識や運動習慣形成」の2点から目標設定し、各校の実態に応じた取組を推進する。
 - ・「讃岐っ子パワーみんなでチャレンジ」事業及び「あそびンピック」事業等の取組みを推進する。
 - ・「さぬきっ子チャレンジカード」の活用等、運動習慣の二極化の改善に向けた取組みの充実を図る。

家庭や地域との連携

- ◇家庭や地域と連携して、児童生徒が主体的に体育やスポーツ活動に取り組むことができるようにする。
 - ・休日の運動部活動についての地域移行を推進する。(中学校)
 - ・家庭と連携して主体的に運動やスポーツに取り組むことができるようにする。

■「体力合計点」の推移 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より)



2 健康教育の推進

心身の健康を保持増進していくために、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、健康を大切にする意欲や態度を育て、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し、改善していく実践力を身に付ける。

学校保健に関する校内体制の充実

- ◇多様化、深刻化している児童生徒の現代的健康課題を解決するため、全ての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図るとともに、連携して保健教育と保健管理に取り組むよう努める。
 - ・保健主事を中心とした学校保健に関する組織活動の推進
 - ・全ての教職員による心身の日常的な健康観察の充実
 - ・健康相談及び保健指導の必要な児童生徒に対する、養護教諭をはじめとする教職員、学校医等による支援の充実

生涯にわたり健康な生活の実践力を育てる健康教育の充実

- ◇現代的健康課題の解決を図るため、児童生徒の発達の段階を踏まえ、自らの健康課題を認識し、状況に応じた的確な判断のもと、主体的に適切な行動がとれる実践力の育成に努める。
 - ・各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等との関連を図り、学校教育活動全体を通じた健康教育の充実
 - ・養護教諭等の積極的な参画による専門性を生かした学習活動の推進
 - ・「早寝・早起き、朝ごはん」を基本とする望ましい生活習慣形成の推進
 - ・学校歯科医等との連携を図った歯・口の健康づくりの推進
 - ・薬物乱用防止教室の実施等、全ての学校における薬物乱用防止に関する指導の充実
 - ・生命(いのち)の安全教育と性に関する指導の充実

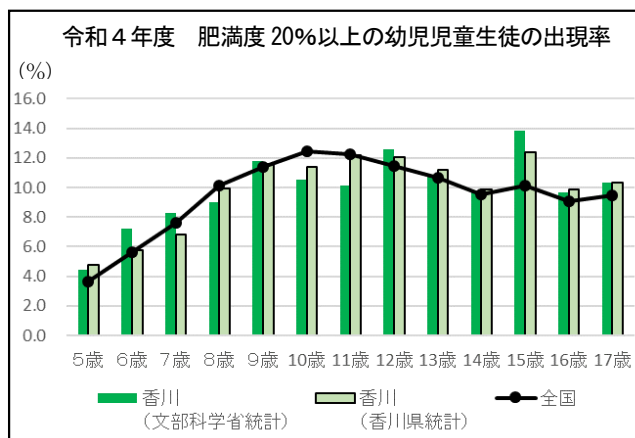
心身の健康に関する健康相談の充実

- ◇児童生徒の心身の健康に関する問題に対応するため、健康相談の充実に努める。
 - ・養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かした健康相談の推進
 - ・全ての教職員、学校三師、地域の専門医・医療機関等と連携した、組織的な健康相談・保健指導の推進

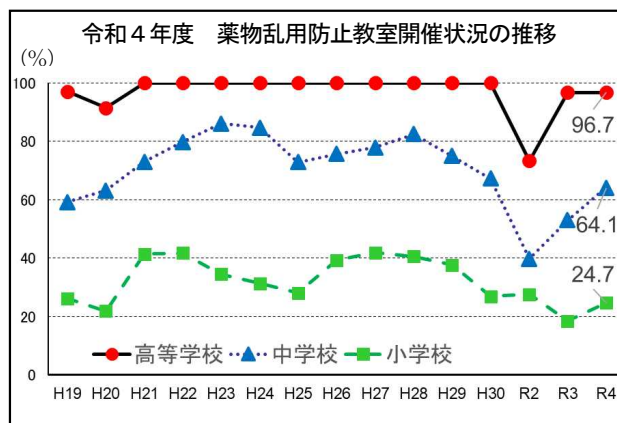
家庭、地域の関係機関との連携の推進

- ◇児童生徒の健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が役割分担を適切に行い、連携を強化した学校保健活動を推進する。
 - ・学校医、地域の医療機関、保健所との連携を図った感染症対策の徹底
 - ・適切なテーマを設定し、児童生徒の健康課題を研究協議する学校保健委員会や、地域にある幼保こ小中高が連携した地域学校保健委員会の推進
 - ・メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患への対応等、家庭や地域の医療機関との連携による保健管理及び保健指導の充実

■関連資料



「令和4年度 学校保健統計調査」から



「令和4年度 薬物乱用防止教室開催状況調査」(～R4)及び「令和2年度 学校保健に関する調査」(R2のみ)から
(但し R1 は調査未実施)

3 食育の推進

生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育むために、児童生徒がその発達の段階に応じて食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の充実を図りながら、学校における食育を一層推進する。

学校教育活動全体を通じて行う食に関する指導の充実

- ◇学校教育活動全体を通して、食育の推進を図り、食に関わる資質・能力の育成に努める。
 - ・食育推進体制を整備し、全教職員の共通理解を図った組織的な食育推進
 - ・学校教育目標を踏まえた食に関する指導の全体計画等に沿って、給食の時間を活用した食に関する指導や各教科等における継続的、体系的な指導
 - ・食に関する体験活動を通じた食に関する理解を深める指導
 - ・食事マナーや会食、健康と食事、安全・衛生等給食の時間の特性を生かした給食指導
 - ・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別の相談指導の充実と関係機関等との連携

安全性の確保と教材としての学校給食の充実

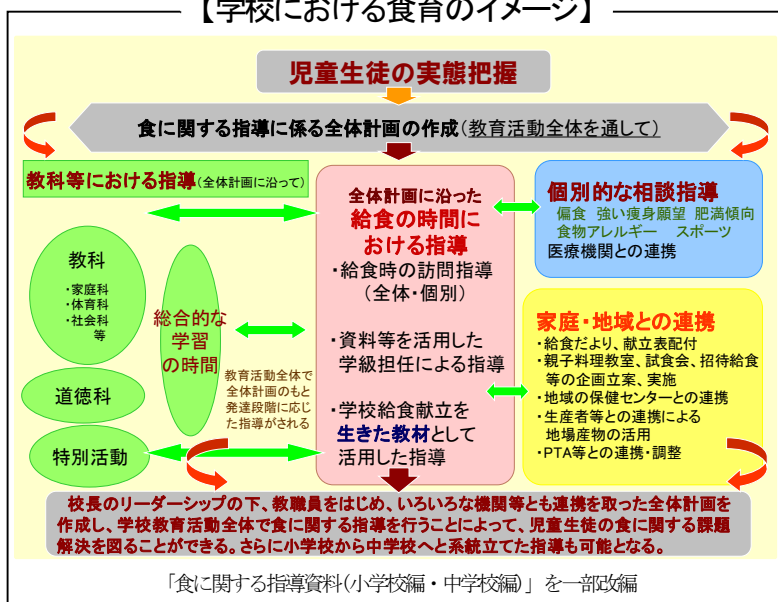
- ◇衛生面に配慮した安全な食事であるとともに栄養バランスのとれた多様な食品が適切に組み合わせられた食事の摂取を通して、自己の健康管理ができる能力の育成に努める。
 - ・郷土料理や伝統的な食文化の継承と地場産物・国産食材の積極的な活用、自然の恩恵や食に関わる人々の活動についての理解を深める指導
 - ・ゆとりのある給食時間の設定と望ましい食事環境の整備
 - ・食中毒の防止、異物混入の防止、食物アレルギー対応、窒息事故防止等の学校給食におけるリスクマネジメントの徹底

家庭や地域との連携の推進

- ◇家庭や地域社会と連携、協働し、朝食欠食をなくすなど児童生徒の望ましい食習慣の定着に努める。
 - ・地域の幼保こ小中高との連携による発達の段階に応じた食に関する指導の推進
 - ・親子料理教室、給食試食会、児童生徒による弁当づくりの実施、学校保健委員会の活用等、家庭や地域社会も巻き込んだ取組みの工夫

■関連資料

【学校における食育のイメージ】



○ 「第4次かがわ食育アクションプラン」(令和3年度～7年度)における取組指標のうち課題となっている項目

項目	策定時 (R2年度)	R4年度	R7年度 目標	
朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学校 6年生	85.2%	84.0%	87.5%
	中学校 3年生	82.5%	79.6%	83.0%
栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導を行っている学校の割合	小学校	96.0%	92.0%	100%
	中学校	79.1%	89.1%	100%
地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合		77.5%	90.0%	100%
学校給食における地場産物を活用する割合(金額ベース)		54.3% (参考値 抽出調査)	49.6%	維持向上

第4章

郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

1 ふるさと教育の推進

身近な郷土の自然や文化、歴史、産業など、先人の営みを学ぶことを通して、ふるさと香川に対して理解を深め、郷土を愛し、大切に、さらに継承発展させようとする意欲や態度を養い、将来への夢や目標をもって個性や創造性を発揮できる基礎を培うふるさと教育を推進する。

ふるさとのよさを生かした教育計画の作成

◇学校、地域の実態を踏まえ、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等において、ふるさとに学ぶ学習を位置付ける。

- ・小学校低学年段階から、身近な地域のよさを実感する場の設定と、ふるさと香川に親しむ機会の導入
- ・児童生徒の感動を呼び起こしたり、知的好奇心を喚起したり、自分の生き方や在り方について考えさせたりする場の設定

「ふるさと教材」や地域の教育資源の積極的な活用

◇香川県の自然や文化、歴史、産業などを盛り込んだ「ふるさと教材」等を各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等において積極的に活用する。

- ・各教科等の学習内容と関連付けて「ふるさと教材」等を活用した、ふるさとの素晴らしさを実感できる学習の充実（わがまち副読本ライブラリーの設置、ふるさと教材の電子書籍化）
- ・地場産業や自然、歴史などの各地域の教育資源を活用した体験活動や、地域の人々との交流活動の促進

児童生徒が主体的にふるさとと関わる活動の支援

◇児童生徒自らが、自分の住んでいる地域やふるさと香川に誇りをもち、現在と未来のふるさとのためにできることを見付けられるよう、主体的な活動を促進する。

- ・文化財等を活用した参加型体験学習や文化施設、社会教育施設等において実施される学習についての情報提供
- ・児童会・生徒会の呼びかけなどによるボランティア活動への参加、他校生とのふるさと情報の交流、地域の人々との触れ合い等、学校外での活動の充実
- ・香川県の各地域の名所や特産物等を取り上げ、児童生徒が学ぶ機会の確保（ずっともっとふるさとイベント、かがわふるさと百人一首かるた大会の開催）

■関連資料

○かがわふるさと百人一首～子どもが見つけた地域の宝～

児童生徒が、教科学習や総合的な学習の時間等で学んだ、ふるさと香川の「ひと・もの・こと」の中からテーマを選び、考えた歌を百人一首の読み札として使用しています。県内各地の名所・特産物・行事等の写真も掲載され、その中には高校生が撮影した写真が使われている札もあります。



○わがまち副読本ライブラリーの設置（平成25年度～）

小学校3・4年生の社会科の「身近な地域や市（町）、自分たちの県」の学習や、総合的な学習の時間の教材研究等に活用できるよう、県内各市町教育委員会作成の副読本ライブラリーを設置しています。



2 キャリア教育の推進

児童生徒が将来、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることができるよう、特別活動を学校教育全体で行うキャリア教育の要としつつ、各教科等の特質に応じて、小学校から中学校の9年間を見通し、発達段階に応じた教育活動を展開する。

キャリア発達への支援

「キャリア発達」

＝社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

- ◇めざす児童生徒の姿が明確なキャリア教育目標を設定する。
- ◇キャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し、振り返ることができるポートフォリオ（キャリア・パスポート）について、小学校から中学校の9年間を見通して活用する。
 - ・児童生徒の発達等に応じ、自分のことから社会のことへと段階的に上げられる活動記録の工夫と蓄積
 - ・「さぬきっ子キャリア・パスポート」等の活用による系統的な指導
(例) 自己の目標、学校生活の振り返り、授業の学習活動について
学校行事や校外学習（地域の活動）、家庭の取組み、部活動について
- ◇主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと併せ、児童生徒個々の実態を踏まえ、長期的な展望に立ち児童生徒の自主的な決断や行動を促す「キャリアカウンセリング」の視点を日常の指導の中に取り入れる。
 - ・「聴く」「受け止める」という基本姿勢
 - ・教員の明確な目的（問題解決や意思決定を図る）と意図（自己理解・情報収集・選択肢の検討・将来計画を促す）をもった対話

学ぶこと、働くことの意義の理解と集団の一員としての役割の自覚

- ◇職業や仕事についての理解、自己の可能性や適性の理解、自己有用感の高まりをねらいとする体験活動を実施する。
 - ・地域の職業調べ、職場見学、ボランティア活動、職場体験等の充実
- ◇小・中学校9年間を通じて、自分なりの勤労観・職業観を醸成できるよう、特別活動の学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」を要とした指導の充実を図る。
 - ・働くことの意義、集団の一員として役割を果たすことの大切さを理解させる指導

校内の体制づくりと理解の促進

- ◇教員一人一人のキャリア教育に対する理解と認識を深め、校内の組織・体制を確立する。
 - ・キャリア教育目標の設定、計画の立案や情報提供などキャリア教育を推進する担当者の任命や、行事・活動等を検討する推進委員会の設置

家庭や地域等との幅広い連携の推進

- ◇家庭への積極的な働きかけや地域との連携に努め、学校・家庭・地域等が一体となって様々な場や機会を設定する。
 - ・職場体験等の円滑な実施を支援するため、市町（学校組合）教育委員会、PTA、商工会議所等への協力依頼

■関連資料

- 「語る 語らせる 語り合わせる で変える！キャリア教育」平成28年3月 文部科学省
- 「キャリア・パスポート 特別編1～10」平成30年～令和4年 国立教育政策研究所

① キャリア・パスポートって何だろう ② キャリア・パスポートで小・中・高をつなぐ ③ キャリア・パスポートで日々の授業をつなぐ ④ キャリア・パスポートで「児童理解」につなぐ ⑤ キャリア・パスポートで「自己理解」につなぐ ⑥ キャリア・パスポートでキャリア教育と特別活動をつなぐ ⑦ キャリア・パスポートを「ホームルーム経営」につなぐ ⑧ キャリア・パスポートを「小小連携」「保幼小中高連携」につなぐ ⑨ キャリア・パスポートを「キャリア・カウンセリング」につなぐ ⑩ キャリア・パスポートを「自分のよさや可能性の認識」につなぐ

- 「さぬきっ子キャリア・パスポート」令和2年～ 香川県教育委員会義務教育課

3 国際理解教育の推進

国際化の進展に対応するため、日本人としての自覚をもち、広い視野をもって異文化を理解するとともに、異なる文化や習慣をもつ人々と共に生き、国際社会に生きる人間として望ましい態度や能力を育てる。

国際社会に生きる 人間として望ましい 態度や能力の育成

- ◇広い視野をもつとともに、異文化に対する理解を深め、異なる文化をもつ人々と共に協調して生きていく態度などを育成する。
 - ・一人一人の「違い」を受容しようとしたり、相互に共通している点を共感的に受け止めたりする活動の工夫
 - ・郷土や我が国の歴史、文化・伝統及び異文化への理解を深める活動の工夫
 - ・日本の文化や自らの考え方を積極的に外国の人々に知らせる活動の充実
 - ・英語によるコミュニケーション能力を育成するための小・中・高等学校を通じた外国語教育の推進

教育活動全体を通じた 国際理解教育の推進

- ◇社会科や外国語科などの各教科、特別活動や総合的な学習の時間等を通じて、外国の生活や文化などに触れる体験の充実を図る。
 - ・様々な言語に触れ、人々の日常生活に密着した生活文化や学校に関するものなど幅広い題材での指導の充実
 - ・平和、人権、環境等の地球規模での課題についての調べ学習や体験学習、交流活動等の学習活動の工夫
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒との相互啓発を通じた尊重し合う態度を育成する取組の工夫
 - ・地域在住の外国人や外国語に堪能な人材、多様な国の国際交流員を活用した教育活動の促進

帰国・外国人児童生徒 等に対する教育の充実

- ◇帰国・外国人児童生徒等について、日本語指導や適応指導の充実等を含めた受け入れ体制の整備を推進する。
 - ・「帰国・外国人児童生徒日本語指導資料」の活用（平成22年3月香川県教育委員会）
 - ・文部科学省外国人児童生徒等教育アドバイザー及び県内の先進校からの情報提供を活用した教員等に対する研修機会の充実
 - ・進学・キャリア支援の充実を目指した小・中・高等学校連携における外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」の活用と共有

■関連資料

- 「かがわ多文化共生推進プラン」（平成28年3月）
- 「香川の国際化—データブック—」（令和3年度版）
- 「かすたねっと」（帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト）<https://casta-net.mext.go.jp/>
- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」（平成26年1月 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）
- 「外国人児童生徒受け入れの手引き」（平成31年3月改訂 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）
- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【第2部各論】5増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について（令和3年1月中央教育審議会）



■主な事業

- 教育活動支援員（日本語指導）派遣事業
- 外国人児童生徒等支援事業
- 国際交流員小学校訪問事業（県国際課）
- 通訳等ボランティア派遣（香川県国際交流協会アイバル香川）<http://www.i-pal.or.jp/tsuyaku/>



第5章

安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

1 学校の安全・安心の強化

学校（園）内や登下校時における不審者による被害や不慮の事故等から児童生徒等を守るため、安全で安心な環境づくりを進めるとともに、家庭や地域、警察などの関係機関と連携した安全対策に取り組む。

また、交通事故や不審者による被害を防止するための安全意識や、地震や津波等の自然災害などに対する防災意識を高めるなど、児童生徒等が自ら安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動できる資質・能力を発達の段階に応じて育成するとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる資質・能力を育成する。

学校内外における安全対策の推進

- ◇児童生徒等の安全を確保するため、学校安全計画において必要的記載事項とされている学校の施設整備の安全点検等、学校の安全管理を徹底するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、学校教育全体で安全対策に取り組む。
- ・危険等発生時（自然災害発生を含む）、発生後に教職員がとるべき具体的内容及び手順を定めた、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直し
 - ・全教職員による共通理解、共通実践を図るための教職員研修の充実
 - ・不審者を想定した避難訓練の実施
 - ・地域ボランティア、警察等の関係機関と連携した地域ぐるみの安全体制の整備・充実
 - ・児童会・生徒会活動等を活用した安全活動の推進
 - ・「生命（いのち）の安全教育」の推進

交通安全教育の充実

- ◇交通安全担当者等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質向上に努めるとともに、交通安全教材等の活用や家庭、地域、警察等の関係機関と連携した交通安全教育の充実を図る。
- ・自転車乗用中等の事故防止及びマナー向上のための、家庭や地域、警察等の関係機関と連携した交通安全教室の実施
 - ・警察、道路管理者等と連携を図り、計画的・継続的な通学路安全点検の実施
 - ・登下校時の安全確保のため、家庭や地域のボランティア、関係機関等との連携を図って行う巡回指導體制の整備や強化
 - ・通学路や地域の要注意箇所や危険箇所等を示した「安全マップ」、「防災マップ」の見直しや改善及び家庭や地域、児童生徒等への周知

防災教育の充実

- ◇災害発生時において、児童生徒等一人一人が発達の段階に応じて、状況を的確に判断し、学校や社会の一員として適切に行動できるようになることをめざす。
- ・外部の専門家と連携した防災計画の見直し及び避難訓練の実施
 - ・地域の自主防災組織や消防署等の関係機関と連携した実効性のある避難訓練の実施
 - ・自然災害発生等、様々な状況を想定した訓練の実施や、南海トラフ地震の発生を想定した防災教育の充実（防災の手引の活用）

■関連資料

○ 学校保健安全法について（平成21年4月1日施行）

第3章 学校安全

- 第26条 学校安全に関する学校の設置者の責務
- 第27条 学校安全計画の策定等
- 第28条 学校環境の安全の確保
- 第29条 危機等発生時対処要領の作成等
- 第30条 地域との関係機関等との連携

学校安全計画への必要記載事項3項目

- ① 学校の施設及び設備の安全点検
- ② 児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導
- ③ 教職員に対する研修

※この3項目については必ず記載すること

○ 『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』における学校安全の意義について（平成31年3月 文部科学省）

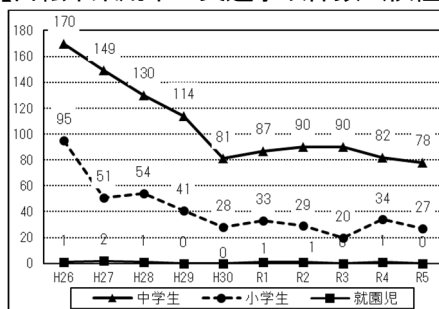
- 学校においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するだけでなく、児童生徒等が生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることが重要である。
- 全ての学校では、以下の目標に向かって、刻々と変化する自然状況や社会状況に対応し、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達の段階や学校段階、地域特性に応じた取組を継続的に着実に推進する必要がある。
 - ① 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
 - ② 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨とするとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

○交通事故発生件数（交通事故発生件数については各年1月から12月までの件数）

【交通事故発生件数】

	令和3年	令和4年	令和5年
就園児	6	3	5
小学生	46	54	52
中学生	95	86	83
高校生	171	146	139
合計	318	289	279

【自転車乗用中の交通事故件数（校種別）】



※「香川県警察本部交通企画課提供資料」から

○ 文部科学省の学校安全に関する資料

資料名・URL	作成年月
・「第3次学校安全の推進に関する計画について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm	令和4年3月
・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm	令和3年6月
・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm	令和3年5月
・「小学校新1年生向けリーフレット『クイズでまなぼう！たいせつなのちとあんぜん』」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/seikatsu05_r03.pdf	令和3年4月改訂
・『「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/jikoshishinseiri.pdf	令和2年3月
・『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/seikatsu03_h31.pdf	平成31年3月
・「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/aratanakiki_jisyoudata_all.pdf	平成30年2月
・「学校事故対応に関する指針」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/jikotaiou_all.pdf	平成28年3月
・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/saigai02.pdf	平成24年3月
・「学校における転落事故防止のために」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/seikatsu02.pdf	平成20年8月

2 教員の資質能力の向上

教育環境を取り巻く社会の変化、教員の年齢構成の変化等により、各学校において組織的に教員の資質向上に取り組むことが、ますます重要となっている。校内研修を充実させるとともに、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励などを通して自己研修意欲の喚起を図る。

自己研修意欲の喚起

- ◇キャリアステージに応じた自己研修課題を設定し、主体的に研修に努めようとする雰囲気を高める。
 - ・香川県教員等人材育成方針に示す指標等に基づく教員自身の資質能力の自己点検と主体的・自律的な目標設定
 - ・研修受講奨励の面談を活用した自己の研修課題や必要な研修の明確化
 - ・校内研修課題と自己研修課題を結び付けた自己研修の推進と振り返り
 - ・主体的な学びを生む校内研修の充実や校外研修への積極的な参加
 - ・オンライン研修教材等の活用（教員研修プラットフォームの活用を含む）

校内研修の活性化と校外研修の活用

- ◇具体的な校内研修のテーマを設定するとともに、各学校の課題に応じた協働的な学びを組織全体で行い、その成果を教職員間で共有することにより効果的な学校教育活動に繋げるよう、校内研修の活性化を図る。
 - ・学校的最優先課題を校内研修の具体的なテーマとして設定
 - ・授業研究や事例研修等、日常的な校内研修の充実
 - ・テーマに沿った外部講師の招聘による校内研修の充実
 - ・校外研修受講者の職員会議などでの報告や研修成果の普及、還元

OJTの充実

- ◇OJT（仕事を通じた職能開発）によって教員等一人一人の資質向上が図れるよう、組織体制を整える。
 - ・熟練教員、中堅教員と若手教員の組み合わせや、複数教員でのチームとしての教育実践や授業研究の推進

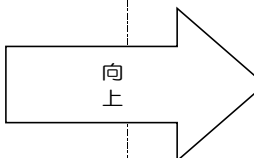
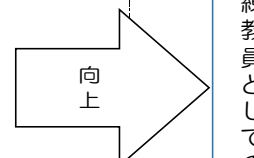
ICT活用指導力の向上

- ◇1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を目指し、ICTの基本的機能や操作方法、効果的な活用等に関する体験的研修を行い、教員一人一人のICT活用指導力の向上を図る。
(県教育センター講座等例)
 - ・基本研修・職務研修において、ICT活用指導力向上や教育・情報データの利活用に係る研修を実施（特にICT活用指導力向上に係る研修は、すべてのキャリアステージの基本研修に設定）
 - ・専門研修では、ICT活用の普及を図るため、基本的な講座
 - ・教職大学院連携研修にICTを活用した授業づくりに関する講座
 - ・学校等に出向いて行う「研修サポート」による学校支援と事例収集
 - ・来所等により行う「研究相談」による学校支援と事例収集
 - ・Webサイト・研究発表会での情報提供

キャリアステージと県教育センターにおける教職員研修

教職員研修については、「香川県教員等人材育成方針」(R5. 1. 16)に基づき、教員等一人一人がキャリアステージに応じて、より高度な資質の向上を図るために、研修のより一層の体系化、効率化を目指す必要がある。教育センターの研修は、教員等自らの学び続ける意欲を喚起する手掛りとなることを目指している。

※ 教員等の育成指標は、『令和6年度 研究・研修一覧』または、香川県教育センターのWebサイトに掲載しています。

キャリアステージ		基礎期		発展期		深化期	
		指導教諭・主幹教諭・管理職候補者					
目安となる経験年数		1年目～6年目		7年目～20年目		21年目～	
指標の観点	素養・資質	教員としての基礎固め  向上		ミドルリーダーとしての推進力  向上		熟練教員としての助言と指導	
	使命感・責任感						
	コミュニケーション						
	自己研鑽						
知識・技能	子供理解	学習指導	生徒指導				
連携・協働	学校づくり	参画・運営	危機管理				
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応							
ICTや情報・教育データの活用							
研 修							
基本研修 教職経験に応じた素養・資質の高揚、知識・技能の習得、連携・協働によるマネジメント力の涵養など、実践的指導力の向上を図るための指定研修		【初任者研修】 職務遂行に必要な実践的指導力や使命感の育成とともに、チーム学校の一員としての意識の涵養を目指す。		【中堅教諭等資質向上研修Ⅰ】 学習指導、生徒指導、学級経営の実践力の向上とともに、マネジメント力の育成を目指す。		【教職20年経験者研修】 学校運営を推進するための経営的視野に立つ識見の獲得と指導力の向上を目指す。	
		【教職1年経験者研修】 日常的な教育活動を通して、主体的な研修態度を育成し、学習指導をはじめとする実践力の一層の向上を目指す。		【中堅教諭等資質向上研修Ⅱ】 自己の教育実践を様々な角度から振り返るとともに、カリキュラムマネジメントの視点からのミドルリーダー育成を目指す。			
職務研修 職責・職能に応じた知識・技能の修得、職務遂行能力の向上を図るための指定研修		新任講師・養護助教諭研修会		新任現職教育主任研修会 新任生徒指導主事研修会 新任教育相談担当研修会		新任主幹教諭研修会 新任指導教諭研修会	
		新任校長研修会		新任副校長研修会 新任教頭研修会			
		小・中学校教育指導研修会		新任教務主任研修会			
		新任特別支援教育担当教員研修会、新任保健主事研修会、新任司書教諭研修会、新任特別支援教育コーディネーター研修会					
		栄養教諭・学校栄養職員研修会、学校事務職員各種研修会					
専門研修 教育課題の解決に向けた自己研鑽による資質・能力の向上を図る研修等		【学習指導】 学力調査結果の課題対応、各種授業づくり、外国語教育推進、道徳教育推進 など					
		【生徒指導・教育相談】 いじめ・ネットトラブル対応、教育相談事例対応、教育相談体制づくり など					
		【情報教育】 ソフトウェア活用、ICT端末・学習支援ツールの効果的な活用、プログラミング教育 など					
		【特別支援教育】 障害種別対応研修 など					
		【学校経営】 学校組織マネジメント、防災教育 など					
		【その他の教育課題】 環境教育、学校保健、学校給食危機管理及び食育推進 など					
教職大学院連携研修		香川大学教職大学院の科目及び授業の一部との連携により、教員としての専門性の向上を図るために行う研修。					
研修サポート		学校等からの要請により、県教育センターの指導主事等が研修会場に出向いて、学習指導や学校課題等の研修支援を行う。					
オンライン研修		校内研修、自己研修等において、オンライン研修教材を活用することによる教職員個々の資質・能力の向上を図る研修。					

3 地域とともにある学校づくりの推進

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働の重要性が高まっている。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体として取り組み、地域とともにある学校づくりを推進する。

学校運営協議会 における目標等の 共有

- ◇熟議・協働・マネジメントの3つの視点を重視し、情報及び課題、目標、ビジョン、成功体験を共有する。
 - ・関係者が当事者意識をもって「熟議（熟慮と議論）」を重ねること
 - ・学校と地域の人々が「協働」して活動すること
 - ・学校が組織として力を発揮するために「マネジメント」すること

地域学校協働活 動の推進

- ◇地域学校協働本部が地域と学校をつなぐコーディネート機能を発揮し、多様で継続的な活動を進めることができるようにする。
 - ・子どもたちの成長にとって何が重要であるかを地域で共有
 - ・地域住民への理解の促進、意識啓発等
 - ・学校内での受け入れ体制の構築
 - ・教職員への研修

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

○学校運営協議会の3つの機能（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5）

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

地域学校協働活動について

◇地域学校協働活動とは、幅広い地域住民（地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等）の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。

- ・教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講ずるものとする。

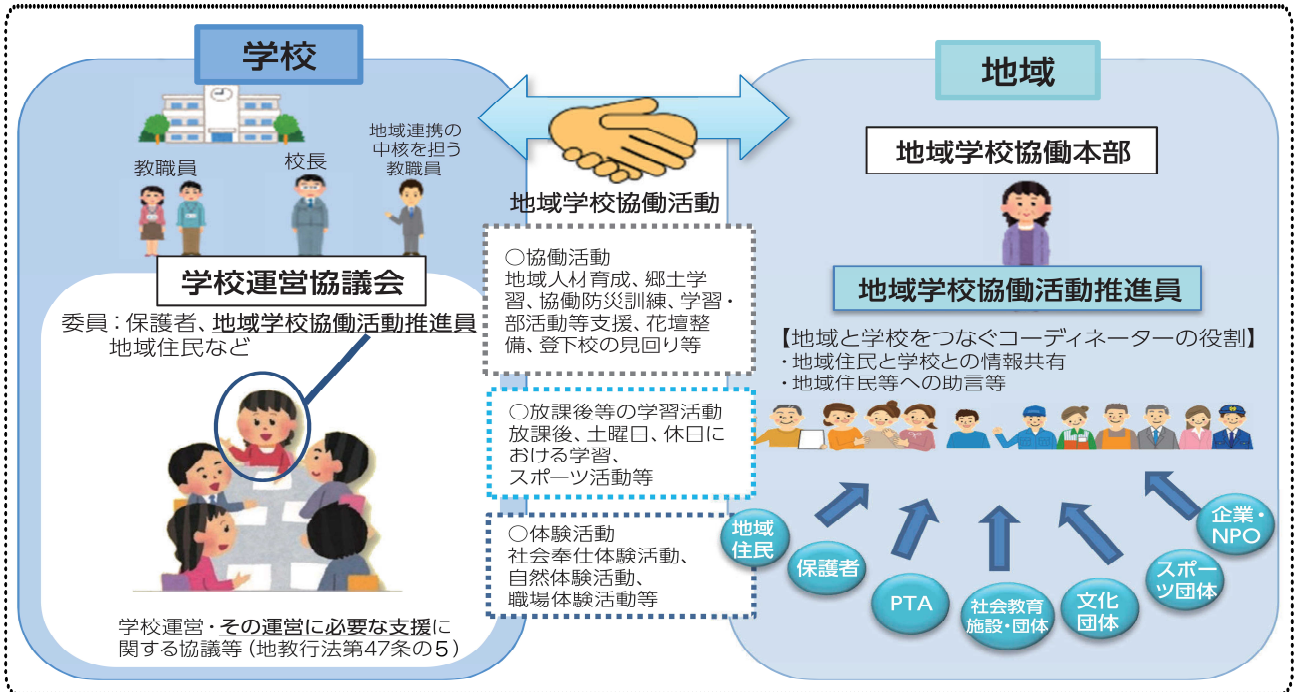
（社会教育法 第5条第2項）

- ・地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする。

（同 第9条の7）

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進について

◇学校運営協議会では、学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議します。多くの関係者間でビジョンや目標を共有し、幅広い地域住民が参画することにより、活動を活性化するなど、学校運営協議会と地域学校協働本部の双方が両輪として相乗効果を発揮していくことが期待されます。



<コミュニティ・スクールに関する法律の改正について>

◇平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、教育委員会が所管する学校ごとに、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されています。

●主な改正ポイント

- 公立の全学校種において学校運営協議会の設置が努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

■関連資料

- | | | |
|--|--------|----------|
| ○地域学校協働活動 事例集 平成29年度 | H30.4月 | 文部科学省 |
| ○地域学校協働活動 地域と学校でつくる学びの未来 | H30.3月 | 文部科学省 |
| ○コミュニティ・スクール2018 | H30.8月 | 文部科学省 |
| ○コミュニティ・スクールのつくり方 | R2.10月 | 文部科学省 |
| ○「つなGo!学校・家庭・地域」
～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～ | R2.12月 | 香川県教育委員会 |



◇ 指導資料一覧

◆ 教育課程及び学習指導

1	小学校学習指導要領、同解説	文部科学省	平成29年
2	中学学習指導要領、同解説	文部科学省	平成29年
3	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）	文部科学省	令和3年
4	幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）	中央教育審議会	平成28年
5	学校評価ガイドライン〔改訂〕	文部科学省	平成28年
6	「特別の教科 道徳」の指導方法・評価について（報告）	文部科学省	平成28年
7	小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック	文部科学省	平成29年
8	常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）について	文化庁	平成28年
9	全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた授業アイディア例	国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成21～令和5年
10	全国学力・学習状況調査報告書	国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成19～令和5年
11	「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校）（中学校）	国立教育政策研究所教育課程研究センター	令和2年
12	学習評価の在り方ハンドブック	国立教育政策研究所教育課程研究センター	令和元年
13	みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）	国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成30年
14	学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）	国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成28年
15	授業風景が見える小学校英語指導 文字指導を効果的に導入するために	香川県教育委員会・直島町教育委員会	平成29年
16	さめきの授業 基礎・基本 ～子どもに学びのときめきを～ 改訂版	香川県教育委員会	平成29年
17	「さめきの授業 基礎・基本」実践事例集	香川県教育委員会	平成26～31年
18	これからの「さめきの教員」に求められる授業づくりの三訓と2つの柱 リーフレット	香川県教育委員会	令和3年

◆ 生徒指導

1	生徒指導全般に係る通知 ・令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について	文部科学省／香川県教育委員会	令和4年
2	暴力行為関連の主な通知 ・問題行動を起こす児童生徒に対する指導について	文部科学省	平成19年
3	いじめ関連の主な通知等 ・香川県いじめ防止基本方針 ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について ・いじめ重大事態に関する国への報告について ・いじめ調査アドバイザーの運用開始について ・いじめ防止等のための基本的な方針 ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	香川県 文部科学省 文部科学省 文部科学省・こども家庭庁 文部科学省 文部科学省	平成29年 令和5年 令和5年 令和5年 平成29年 平成29年
4	自殺予防関連の主な通知等 ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について ・自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行について ・生徒指導・進路指導の改善等について ・児童生徒の自殺予防に係る取組について	文部科学省 文部科学省他 文部科学省 文部科学省	平成26年 平成28年 平成28年 令和4年
5	不登校関連の主な通知 ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 ・不登校児童生徒への支援の在り方について ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「KOKOLOプラン」について ・不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	平成28年 平成29年 令和元年 令和5年 令和4年
6	児童虐待関連の主な通知 ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について ・児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について ・学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について ・「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について	文部科学省 文部科学省他 文部科学省他 文部科学省他 文部科学省 文部科学省	平成30年 平成31年 平成31年 平成31年 平成31年 令和元年
7	国の資料 ・生徒指導提要 ・生徒指導リーフ、生徒指導支援資料 ・いじめ対策に係る事例集 ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防	文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 文部科学省 文部科学省	令和4年 平成24・21～ 平成30年 平成21年

・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き	文部科学省	平成22年
・子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—	文部科学省	平成26年
・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）	文部科学省	令和2年
8 県の資料		
・教職員向け児童虐待対応の手引き「虐待から子どもを守る！」	香川県教育委員会	令和元年
・小学校問題行動等防止プログラム～実態把握にはじまる生徒指導体制と教育活動の充実をめざして～	香川県教育委員会	平成23年
・子どもは待っています 先生のあたたかい手を ～暴力行為を起こす児童生徒の立ち直りに向けた望ましい支援～	香川県教育委員会	平成24年
・少年健全育成のための連携の手引き「HAND IN HAND 2024」	児童生徒健全育成等連絡協議会 香川県・香川県教育委員会・香川県警察本部・香川大学	令和6年
・かがやく笑顔をとりもどすために ～いじめ問題への対応の在り方～	香川県教育委員会	平成25年
・スクールカウンセラー活用ナビ	香川県教育委員会	平成24年
・ありのままの自分でいられる学級を どの子にも ～不登校対応 今、大切にしたい「3つのアプローチ」～	香川県教育委員会	平成27年
・スマートフォン等の利用に関する調査について	香川県教育委員会	令和4年
・児童生徒の夢と笑顔を引き出すために ～自己有用感を高める3つの視点～	香川県教育委員会	平成30年
・SC活用ナビ〔チーム学校編〕	香川県教育委員会	平成31年

◆ キャリア教育

1 小学校キャリア教育の手引き（改訂版）	文部科学省	平成23年
2 中学校キャリア教育の手引き	文部科学省	平成23年
3 キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査—キャリア教育が促す「学習意欲」—	国立教育政策研究所生徒指導研究センター	平成26年
4 「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える！キャリア教育	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター	平成28年
5 「キャリア・パスポート 特別編1～10」	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター	平成30～令和4年
6 「さぬきっ子キャリア・パスポート」	香川県教育委員会	令和2年

◆ 国際理解教育

1 外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版	文部科学省	平成31年
2 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント（DLA）	文部科学省	平成26年
3 「かすたねっと」〔帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト〕	文部科学省	平成23年～
4 帰国・外国人児童生徒日本語指導資料 「学校へ行こう！1・2」 「スペイン語」「タガログ語」「ポルトガル語」「中国語」	香川県教育委員会	平成21・22年
5 「かがわ多文化共生推進プラン」	香川県総務部国際課	平成28年
6 「香川の国際化—データブック—」	香川県総務部国際課	令和5年

◆ 情報教育

1 教育の情報化に関する手引-追補版-	文部科学省	令和2年
2 情報活用能力育成のためのアイデア集	文部科学省	令和5年
3 小学校プログラミング教育の手引（第三版）	文部科学省	令和2年
4 情報モラル実践事例集2015	文部科学省	平成28年
5 児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック	文部科学省	令和4年
6 香川県学校教育情報化推進計画	香川県教育委員会	令和5年

◆ 環境教育

1 環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕	※国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成26年
2 環境教育指導資料〔中学校編〕	※国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成28年
3 香川県環境学習教材「さぬきっ子 環境スタディ」	香川県	平成25～30年

◆ ふるさと教育

1 ふるさと香川 みどり・うるおい・にぎわい〔小学校〕	香川県教育委員会	平成17年
2 ふるさと香川 みどり・うるおい・にぎわい〔中学校〕	香川県教育委員会	平成17年
3 香川の魅力再発見 ええけんかがわ	※香川県	平成30年
4 学校と地域でつくる学びの未来	文部科学省	令和元年
5 地域学校協働活動	文部科学省	平成30年

◆ 道徳教育

1 「私たちの道徳」	文部科学省	平成29(30)年
2 「私たちの道徳」活用のための指導資料 小学校編・中学校編	文部科学省	平成26年
3 道徳科の授業づくりと評価（リーフレット）	香川県教育委員会	平成31年
4 豊かな心を育てる教材「新ふるさと心」	香川県教育委員会	令和元年

◆ 学校体育

1 学校体育実技指導資料 第1集 剣道指導の手引	文部科学省	平成22年
--------------------------	-------	-------

2	学校体育実技指導資料 第2集 柔道指導の手引(三訂版)	文部科学省	平成25年
3	学校体育実技指導資料 第4集「水泳指導の手引き」(三訂版)	文部科学省	平成26年
4	学校体育実技指導資料 第7集 改訂版「体づくり運動」	※文部科学省	平成24年
5	学校体育実技指導資料 第8集「ゲーム及びボール運動」DVD	※文部科学省	平成22年
6	学校体育実技指導資料 第9集 改訂版「表現運動系及びダンス」	文部科学省	平成25年
7	学校体育実技指導資料 第10集 器械運動指導の手引	文部科学省	平成27年
8	幼児期運動指針(ガイドブック)	文部科学省	平成24年
9	小学校体育(運動領域)「まるわかりハンドブック」低・中・高	文部科学省	平成23年
10	小学校体育(運動領域)指導の手引	※スポーツ庁	令和4年
11	デジタル教材(低学年用)	文部科学省	平成26年
12	デジタル教材(中学年用)	文部科学省	平成25年
13	デジタル教材(高学年用)	文部科学省	平成24年
14	リズム系ダンス指導のための映像参考資料	文部科学省	平成26年
15	学校における体育活動中の事故防止のための映像資料	文部科学省	平成26年
16	新学習指導要領に基づく中学校・高等学校向け「体づくり運動」「体育理論」リーフレット	文部科学省	平成23年
17	新学習指導要領に基づく中学校向け「ダンス」リーフレット	文部科学省	平成23年
18	児童生徒の1人1台のICT端末を活用した体育・保健体育授業の事例集	※スポーツ庁	令和4年
19	改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引	文部科学省	平成31年
20	改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引	文部科学省	令和2年

◆ 学校保健

1	学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>	日本学校保健会	令和2年
2	児童生徒等の健康診断マニュアル 一平成27年度改訂一	日本学校保健会	平成27年
3	就学時の健康診断マニュアル 平成29年度改訂	日本学校保健会	平成30年
4	現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～	文部科学省	平成29年
5	教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成21年
6	教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引	文部科学省	平成23年
7	子どもの心のケアのために-災害や事件・事故発生時を中心に-	文部科学省	平成22年
8	平成24年度非常災害時の子どもの心のケアに関する調査報告書	※文部科学省	平成25年
9	学校における子供の心のケア-サインを見逃さないために-	文部科学省	平成26年
10	子供たちを児童虐待から守るために 一養護教諭のための児童虐待対応マニュアル	日本学校保健会	平成26年
11	かがわメンタルヘルスネット-養護教諭が行う健康相談補助資料-	香川県教育委員会・香川県学校保健会	平成22年
12	学校において予防すべき感染症の解説	日本学校保健会	平成30年
13	学校における結核対策マニュアル	文部科学省	平成24年
14	学校における麻しん対策ガイドライン 第二版	※国立感染症研究所感染症情報センター	平成30年
15	学校における薬品管理マニュアル	※日本学校保健会	平成21年
16	学校における水泳プールの保健衛生管理 平成28年度改訂	日本学校保健会	平成29年
17	学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践	日本学校保健会	平成30年
18	「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり 令和元年度改訂	日本学校保健会	令和2年
19	改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引	文部科学省	平成31年
20	改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引	文部科学省	令和2年
21	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料-令和元年度改訂-<小学校編>	※日本学校保健会	令和2年
22	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料-令和2年度改訂-<小学校編>	※日本学校保健会	令和3年
23	薬物乱用防止教室マニュアル 平成26年度改訂	日本学校保健会	平成27年
24	自信をもって取り組める医薬品の教育 小・中・高等学校での実践事例集	※日本学校保健会	平成31年
25	保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂	日本学校保健会	平成27年
26	保健主事のための実務ハンドブック 一令和2年度改訂一	日本学校保健会	令和3年
27	学校保健の課題とその対応 一令和2年度改訂一	※日本学校保健会	令和3年
28	保健主事のためのマネジメント事例集-保健主事実践事例集-	※日本学校保健会	平成24年
29	健康的な学習環境を維持管理するために 一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料-	※文部科学省	平成24年
30	学校検尿のすべて 令和2年度改訂	日本学校保健会	令和3年
31	学校心臓検診の実際 令和2年度改訂	日本学校保健会	令和3年
32	平成28年度調査結果保健室利用状況に関する調査報告書	※日本学校保健会	平成30年

◆ 学校安全

1	「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成31年
2	学校防災のための参考資料 「生きる力」を育む防災教育の展開	文部科学省	平成25年
3	学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き	文部科学省	平成24年
4	学校の危機管理マニュアル作成の手引	文部科学省	平成30年
5	学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン	※文部科学省	令和3年

6	学校における熱中症ガイドライン作成の手引き	※文部科学省	令和3年
7	学校事故対応に関する指針	文部科学省	平成28年
8	「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理	※文部科学省	令和2年
9	学校安全資料DVD 子どもを事件・事故災害から守るためにできることは (小学校教職員研修用)	文部科学省	平成21年
10	学校安全資料DVD 生徒を事件・事故災害から守るためにできることは (中学校・高等学校教職員研修用)	文部科学省	平成22年
11	生徒の安全な通学のための教育教材DVD 安全な通学を考える(中・高等学校用)	文部科学省	平成24年
12	安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～(小学生用)	文部科学省	平成25年
13	地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集	文部科学省	平成23年
14	自転車交通安全DVD 事故…。それは突然に	J A 共済	平成25年
15	防災教育教材DVD 津波からにげる	気象庁	平成24年
16	防災教育教材DVD 津波に備える	気象庁	平成25年
17	学校の地震防災対策マニュアル(例)(暫定版)	香川県教育委員会	平成23年
18	防災の手引(改訂版)	香川県教育委員会	平成25年
19	学校の地震防災対策マニュアル作成の手引き	※香川県教育委員会	平成30年
20	学校における避難所運営マニュアル作成の手引き	※香川県・香川県教育委員会	平成30年

◆ 学校給食

1	食に関する指導の手引 一第2次改訂版一	文部科学省	平成31年
2	栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～	文部科学省	平成29年
3	中学生用食育教材「食」の探究と社会への広がり	文部科学省	令和3年
4	小学校用食育教材「たのしい食事つながる食育」	文部科学省	平成28年
5	学校給食調理場における手洗いマニュアル	文部科学省	平成20年
6	調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I	文部科学省	平成21年
7	調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II	文部科学省	平成22年
8	調理場における衛生管理&調理技術マニュアル	文部科学省	平成23年
9	学校給食調理従事者研修マニュアル	文部科学省	平成24年
10	学校給食施設・設備の改善事例集	文部科学省	平成25年
11	学校給食衛生管理基準の解説一学校給食における食中毒防止の手引き一	※日本スポーツ振興センター	平成23年
12	学校給食における食中毒防止Q&A	※日本スポーツ振興センター	平成21年
13	平成25年度 食中毒防止に関する実態調査報告書	※日本スポーツ振興センター	平成26年
14	平成26年度 食中毒防止に関する実態調査報告書	※日本スポーツ振興センター	平成27年
15	学校給食における食物アレルギー対応指針	文部科学省	平成27年
16	学校におけるアレルギー疾患対応資料(DVD)映像資料及び研修資料	文部科学省	平成27年
17	学校給食における県立学校の食物アレルギー対応指針	香川県教育委員会	令和4年
18	児童生徒の食生活等実態調査のまとめ	香川県教育委員会	令和2年

◆ 人権・同和教育

1	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕	人権教育の指導方法等に関する調査研究会議	平成20年
2	人権教育を取り巻く諸情勢について ～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～	学校教育における人権教育調査研究協力者会議	令和3年
3	人権・同和教育資料(保護者用)「子どもの笑顔とともに」	香川県教育委員会	令和4年
4	人権・同和教育指導資料(中学校編)	香川県教育委員会	平成31年
5	人権・同和教育指導資料(小学校編)	香川県教育委員会	令和2年
6	学校向け指導資料「拉致問題の解決に向けて」	香川県教育委員会	令和元年
7	人権・同和教育ハンドブック「みんなですすめる人権・同和教育」	香川県教育委員会	令和3年
8	人権・同和教育学習教職員リーフレット 「人権意識を学ぶ」授業から「実践行動を学ぶ」授業へ～実践行動につなぐ4つの視点～	香川県教育委員会	令和3年

◆ 特別支援教育

1	障害のある子供の教育支援の手引～教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～	※文部科学省	令和3年
2	小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～	※文部科学省	令和3年
3	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン	文部科学省	平成29年
4	初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド	文部科学省	令和2年
5	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)	中央教育審議会	平成24年
6	教員のための特別支援教育ガイドブック 一発達障害のある子どもたちを豊かに支えるために一	香川県教育委員会	平成21年
7	支援の必要な子どもたちを地域の力で支える(保護者用リーフレット)	香川県・香川県教育委員会	平成24年
8	特別支援教育支援員を効果的に活用するために	香川県教育委員会	平成25年
9	「サポートファイル『かけはし』」のリーフレット(保護者用・教職員用)	香川県教育委員会	平成25年
10	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり 事例集I・II	香川県教育委員会	平成26・27年

11 「個別の指導計画」作成と活用の手引（概要版リーフレット）	香川県教育委員会	平成28年
12 「個別の指導計画」作成と活用の手引	香川県教育委員会	平成28年
13 「香川県の通級による指導」（リーフレット）	香川県教育委員会	平成28年
14 香川県の高等学校における通級による指導	香川県教育委員会	令和元年
15 すべての教員のための特別支援教育ハンドブック	香川県教育委員会	令和2年
16 香川の特別支援教育要覧	香川県教育委員会	令和3年
17 特別支援教育コーディネーターのためのネットワークブック	各地域特別支援連携協議会	令和3年

◆ 就学前教育にかかわる指導資料一覧

1 幼稚園教育要領	文部科学省	平成29年
2 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府・文部科学省・厚生労働省	平成29年
3 幼稚園教育要領解説	文部科学省	平成30年
4 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説	内閣府・文部科学省・厚生労働省	平成30年
5 幼稚園における学校評価ガイドライン（平成23年改訂）	文部科学省	平成23年
6 幼児期運動指針ガイドブック	文部科学省	平成24年
7 スタートカリキュラムスタートブック	文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター	平成27年
8 子どもの学びをつなぐ	香川県教育委員会	平成27年
9 幼児期の育ちのみちのり	香川県教育委員会	平成28年
10 園内研修の手引き～ときめく明日の保育のために～	香川県教育委員会	平成29年
11 幼児理解に基づいた評価	文部科学省	平成31年
12 香川県就学前教育振興指針	香川県・香川県教育委員会	令和2年
13 幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開	文部科学省	令和3年
14 指導と評価に生かす記録	文部科学省	令和3年
15 幼保連携型認定こども園における園児が心を寄せる環境の構成	内閣府・文部科学省・厚生労働省	令和4年
16 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）	文部科学省	令和4年
17 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）	文部科学省	令和4年

◆ 香川県教育センター関係指導資料一覧

1 研究成果報告書		
・全国学力・学習状況調査報告書、活用ツール（平成24年度～令和5年度）	香川県教育センター	平成24～令和5年
・香川県学習状況調査報告書、活用ツール（平成24年度～令和5年度）	香川県教育センター	平成24～令和5年
・ICT活用ハンドブック 授業で役立つタブレットPC（平成27年度）	香川県教育センター	平成28年
・「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくり アキイ・ラーニング / スム in かがわ（平成28年度）	香川県教育センター	平成29年
・学びの楽しさ実感！あこがれの授業づくり ～「学びの質」を高めるアプローチ～（リーフレット）	香川県教育センター	平成29年
・未来の学びにつながるICTを活用した授業づくり（平成29年度）	香川県教育センター	平成30年
・学びの質を高める授業づくり ～主体的・対話的で深い学びの視点から～（平成30年度）	香川県教育センター	平成31年
・1人1台端末環境での授業づくり（令和4年度）	香川県教育センター	令和5年
2 学校支援のための参考資料		
・ゆるやかな絆と信頼で結ばれた職場づくりのために（リーフレット）	香川県教育センター	平成25年
・達人が伝授！すぐに役立つ学級経営のコツ	香川県教育センター	平成26年
・香川県教員等人材育成方針（指標リーフレット）	香川県教育センター	令和5年

◆ 学校・家庭・地域社会の連携にかかわる資料一覧

1 できることから始めてみよう 早ね早おき朝ごはん	※文部科学省	令和2年
2 早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～	※文部科学省	平成27年
3 親同士の学びを取り入れたワークショップ学習プログラム集 第3集	※香川県教育委員会	平成30年
4 香川県放課後子ども総合プラン事業報告書	香川県教育委員会	平成28年～
5 子育てハンドブック「今こそ家庭教育」改訂版	香川県教育委員会	平成28年
6 子育てハンドブック「3歳児のいいところミッケ！」	香川県教育委員会	平成25年
7 さぬきの子育て10のすすめ（幼児編・小学校1～3年生編・小学校4～6年生編）	※香川県教育委員会	平成28年
8 さぬきの子育て 思春期サポートブック	※香川県教育委員会	平成29年
9 自分でできるよ！チャレンジシート（1・2年生版、3・4年生版、5・6年生版） 自分でできるよ！サポートブック 子どもの「自信」を育てよう（保護者版）	香川県教育委員会	平成30年
10 家庭教育状況調査結果報告書	香川県教育委員会	令和5年
11 放課後子ども総合プランリーフレット	香川県・香川県教育委員会	平成30年
12 地域で共育！事例集	※香川県教育委員会	令和元年～
13 「ネットパトロールびび隊」～幼児期の家庭教育とスマホ等との付き合い方	香川県教育委員会	令和元年
14 たっぷりスキンシップ親子体験遊び	※香川県教育委員会	令和元年
15 つなGo！学校・家庭・地域～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～	※香川県教育委員会	令和2年
16 非認知スキル向上プログラム	※香川県教育委員会	令和2年
17 イマドキ さぬき 思春期	香川県教育委員会	令和3年

【注意】

「※」のあるものは、各学校に配布した資料ではありません。必要がある場合は、関係機関のホームページを閲覧するか、問い合わせるなどしてください。また各学校に配布した資料の多くは、香川県教育委員会及び香川県教育センターのホームページから閲覧できます。香川県教育センターホームページ上のオンライン研修サイトで検索できるものもあります。ご活用ください。